

令和元年第2回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和元年 6月 4日 開会

令和元年 6月14日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和元年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

第 1 号 (6月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	7
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○行財政改革特別委員会委員の選任について	9
○行財政改革特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	10
○発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	11
○ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員の選任について	12
○ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	13
○発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○議会広報特別委員会委員の選任について	15
○議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	16
○諮問第1号の上程、説明、採決	17
○同意第1号の上程、説明、採決	18
○同意第2号の上程、説明、採決	19
○同意第3号の上程、説明、採決	20

○同意第４号及び同意第５号の一括上程、説明、採決	22
○報告第１号の上程、説明、質疑	23
○議案第５号の上程、説明、議案調査	23
○議案第６号の上程、説明、議案調査	24
○議案第７号の上程、説明、議案調査	26
○議案第８号の上程、説明、議案調査	27
○議案第９号及び議案第１０号の一括上程、説明、議案調査	29
○議案第１１号の上程、説明、議案調査	30
○議案第１号の上程、説明、議案調査	31
○議案第２号の上程、説明、議案調査	39
○議案第３号の上程、説明、議案調査	40
○議案第４号の上程、説明、議案調査	42
○議案第１２号の上程、説明、議案調査	43
○議案第１３号の上程、説明、議案調査	44
○議案書の訂正	46
○議案第１４号の上程、説明、議案調査	46
○議案第１５号の上程、説明、議案調査	47
○陳情書の処理について	49
○散会の宣告	49

第 2 号 （6月13日）

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	52
○出席議員	52
○欠席議員	52
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名	52
○職務のため出席した者	52
○開議の宣告	53
○議事日程の報告	53
○議案第１３号の撤回の件、説明、質疑、自由討議、討論、採決	53

○議案第 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	69
○議案第 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	70
○議案第 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	79
○議案第 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	80
○議案第 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	80
○議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決	81
○議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決	82
○議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	82
○議案第 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	83
○議案第 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	84
○議案第 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	84
○議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決	85
○議案第 14 号の質疑、自由討議、討論、採決	88
○議案第 15 号の質疑、自由討議、討論、採決	88
○陳情書の委員会審査報告	89
○発委第 4 号の説明、質疑、自由討議、討論、採決	91
○委員会報告について	92
○閉会中の継続審査（調査）事件について	96
○町政一般質問	97
根 津 光 儀 君	97
佐 藤 聡 一 君	105
青 柳 はるみ 君	116
○延会について	126
○延会の宣告	126

第 3 号 （6月14日）

○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	127
○出席議員	127
○欠席議員	127

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	127
○職務のため出席した者……………	128
○開議の宣告……………	129
○議事日程の報告……………	129
○町政一般質問……………	129
高橋徳樹君……………	129
井上英樹君……………	136
重野能之君……………	148
○町長挨拶……………	156
○議長挨拶……………	156
○閉会の宣告……………	157
○署名議員……………	159

令和元年 6 月 4 日（火曜日）

（第 1 号）

令和元年東吾妻町議会第2回定例会

議 事 日 程（第1号）

令和元年6月4日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 発委第 1 号 行財政改革特別委員会設置に関する決議について
- 第 6 行財政改革特別委員会委員の選任について
- 第 7 行財政改革特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第 8 発委第 2 号 ハッ場ダム及び地域開発特別委員会設置に関する決議について
- 第 9 ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員の選任について
- 第10 ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第11 発委第3号 議会広報特別委員会設置に関する決議について
- 第12 議会広報特別委員会委員の選任について
- 第13 議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第14 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 同意第 1 号 東吾妻町副町長の選任について
- 第16 同意第 2 号 東吾妻町監査委員の選任について
- 第17 同意第 3 号 東吾妻町教育委員会教育委員の任命について
- 第18 同意第 4 号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について
- 第19 同意第 5 号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について
- 第20 報告第 1 号 平成30年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第21 議案第 5 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第 6 号 東吾妻町吾妻峡周辺地域振興センター設置及び管理に関する条例について
- 第23 議案第 7 号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について

- 第24 議案第 8号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第 9号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第10号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第11号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第 1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第 2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第 3号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第 4号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第12号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）
- 第33 議案第13号 物品購入契約の締結について（レールマウンテンバイク購入）
- 第34 議案第14号 工事請負契約の変更締結について（岩島小学校空調設備設置工事）
- 第35 議案第15号 工事請負契約の変更締結について（坂上小学校空調設備設置工事）
- 第36 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	須崎幸一君	2番	渡一美君
3番	井上英樹君	4番	高橋弘君
5番	茂木健司君	6番	高橋徳樹君
7番	里見武男君	8番	小林光一君
9番	重野能之君	10番	竹渕博行君
11番	佐藤聡一君	12番	根津光儀君
13番	樹下啓示君	14番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	まちづくり推進課長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	関 和 夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	高 橋 篤 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	一 場 正 貴 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 康 夫 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議会事務局補佐	高 橋 智恵子
議会事務局係	佐 藤 功 樹		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集いただき開会できますことに対し、御礼を申し上げます。

本定例会には、特別委員会の設置、人事案件及び補正予算案等、重要案件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。会期中、町長を初め執行部各位におかれましても一層のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしく願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和元年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

水無月を迎え、各地で田植えもあらかた終わり、梅雨を迎える季節となりました。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところをご出席をいただき、ここに開催できますことに、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、4月より役場の機構改革が行われ、3カ月目に入りましたが、おかげさまで町政事務も順調に執行されている状況でございます。

議会におきましても、改選後の臨時会が5月13日に開催され、議会体制が整いましたので、

今後さらに皆様と連携を深めながら、町政発展のために取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本定例会では人権擁護委員候補者の推薦についてなど人事案件 6 件、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてなど 7 件、令和元年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係 4 件、報告関係 1 件、その他で契約関係 6 件、合計 22 件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和元年第 2 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 125 条の規定により、5 番、茂木健司議員、6 番、高橋徳樹議員、7 番、里見武男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は11日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は6月5日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。なお、末尾には5月13日付けで全国過疎地域自立促進連盟群馬県支部の熊川支部長から依頼のありました「新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について」の写しを添付してあることを申し添えます。

また、町長より東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧が提出されましたので、あわせて配付してありますことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

6月24日開催、群馬県町村議会議長会主催、新議員研修会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

去る5月21日及び22日に開催されました当議会主催の新議員研修会について、5番、茂木健司議員より報告願います。

5番、茂木健司議員。

（5番 茂木健司君 登壇）

○5番（茂木健司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、新議員研修会につきましてご報告させていただきます。

研修は5月21日、22日に、役場3階の第1委員会室で行われました。初めに、須崎議長より激励をいただき、その後、議会については議会事務局長から、また執行部の12課長からは、各課の予算や業務内容などについて説明をしていただきました。

限られた時間の中、細かい内容まで踏み込んで伺うことはできませんでしたが、丁寧な説明をいただき、これから議員として活動していく上で、非常に参考になりました。

以上、簡単ではございますけれども、研修の報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 茂木健司議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、発委第1号 行財政改革特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者は、趣旨説明をお願いします。

議会運営委員長。

11番、佐藤聡一議員。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、発委第1号 行財政改革特別委員会設置についての趣旨説明を行います。

当議会の特別委員会設置につきましては、5月27日の議会運営委員会並びに5月31日の議員全員協議会で議員の皆さんに協議をいただき、本日提案するものでございます。

名称は、行財政改革特別委員会、付託事項につきましては、1、行財政改革推進に関すること、2、地域公共交通問題に関すること、3、町有施設の有効活用に関することとあります。委員の定数は7名でございます。調査期間は、本特別委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものいたします。

これらについては、現任期で終了することは難しいと思いますので、調査の中間報告を定例会ごとにいただきながら活動していただければと思います。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎行財政改革特別委員会委員の選任について

○議長（須崎幸一君） 日程第6、行財政改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

行財政改革特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（水出 淳君） 行財政改革特別委員会委員の選任について。

東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第7条の規定により、行財政改革特別委員会委員を次のように指名する。

令和元年6月4日。

東吾妻町議会議長、須崎幸一。

記。

委員氏名、渡一美、井上英樹、高橋徳樹、小林光一、竹渕博行、樹下啓示、青柳はるみ。

○議長（須崎幸一君） ただいまの朗読のとおり選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの朗読のとおりそれぞれ行財政改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、行財政改革特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。委員長の互選は、委員会条例第9条2項の規定によって、年長委員

が務めることになっておりますので、年長委員さん、よろしくお願いいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は就任された委員長が進行してください。

互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

暫時休憩をとります。

(午前 10 時 13 分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前 10 時 23 分)

◎行財政改革特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第7、行財政改革特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま行財政改革特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（水出 淳君） 行財政改革特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告。

東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選の結果、行財政改革特別委員会より次のように報告があった。

令和元年6月4日。

東吾妻町議会議長、須崎幸一。

記。

行財政改革特別委員会委員長、青柳はるみ、副委員長、渡一美。

○議長（須崎幸一君） ただいま発表のとおり、行財政改革特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で、行財政改革特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告は終わります。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第8、発委第2号 ハッ場ダム及び地域開発特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者は、趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

11番、佐藤聡一議員。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、発委第2号 ハッ場ダム及び地域開発特別委員会設置についての趣旨説明を行います。

当議会の特別委員会設置につきましては、5月27日の議会運営委員会並びに5月31日の議員全員協議会で委員の皆さんに協議をいただき、本日提案するものでございます。

名称は、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会、付託事項につきましては、1、ハッ場ダム建設及び下流・周辺地域振興対策に関すること、2、上信自動車道建設に関すること、3、地域開発事業に関することです。委員の定数は7名でございます。調査期間は、本特別委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものいたします。

これらについては、現任期で終了することは難しいと思いますので、調査の中間報告を定例会ごとにいただきながら活動していただければと思います。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員の選任について

○議長（須崎幸一君） 日程第9、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（水出 淳君） ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員の選任について。

東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第7条の規定により、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員を次のように指名する。

令和元年6月4日。

東吾妻町議会議長、須崎幸一。

記。

委員氏名、高橋弘、茂木健司、里見武男、重野能之、佐藤聡一、根津光儀、樹下啓示。

○議長（須崎幸一君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしく願いいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は就任された委員長が進行してください。

互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

暫時休憩をとります。

(午前10時29分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前10時40分)

◎ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第10、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいまハッ場ダム及び地域開発特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（水出 淳君） ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告。

東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選の結果、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会より次のように報告があった。

令和元年6月4日。

東吾妻町議会議長、須崎幸一。

記。

ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員長、里見武男、副委員長、高橋弘。

○議長（須崎幸一君） ただいま発表のとおり、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告は終わります。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第11、発委第3号 議会広報特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者は、趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

11番、佐藤聡一議員。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、発委第3号 議会広報特別委員会設置についての趣旨説明を行います。

当議会の特別委員会設置につきましては、5月27日の議会運営委員会並びに5月31日の議員全員協議会で議員の皆さんに協議をいただき、本日提案するものでございます。

名称は、議会広報特別委員会、付託事項につきましては、議会広報に関する調査・研究についてであります。委員の定数は7名でございます。本特別委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものいたしますが、紙面の充実及び定例会ごとの広報発行について活動していただきたいと思いますっております。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（水出 淳君） 議会広報特別委員会委員の選任について。

東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第7条の規定により、議会広報特別委員会委員を次のように指名する。

令和元年6月4日。

東吾妻町議会議長、須崎幸一。

記。

委員氏名、渡一美、井上英樹、高橋弘、茂木健司、高橋徳樹、樹下啓示、青柳はるみ。

○議長（須崎幸一君） ただいまの朗読のとおり選任したいと思います、これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、議会広報特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしく願いいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は就任された委員長が進行してください。

互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

暫時休憩をとります。

(午前10時45分)

○議長(須崎幸一君) 再開いたします。

(午前10時51分)

◎議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長(須崎幸一君) 日程第13、議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま議会広報特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長(水出 淳君) 議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告。

東吾妻町議会委員会条例(平成18年東吾妻町条例第196号)第8条第2項の規定による委

員長及び副委員長の互選の結果、議会広報特別委員会より次のように報告があった。

令和元年6月4日。

東吾妻町議会議長、須崎幸一。

記。

議会広報特別委員会委員長、樹下啓示、副委員長、井上英樹。

○議長（須崎幸一君） ただいま発表のとおり、議会広報特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で、議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告は終わります。

なお、特別委員会の構成が決まりましたので、特別委員会の開催状況などが入った日程については、昼休みにお配りいたします。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では5名が人権擁護委員として委嘱されておりますが、令和元年9月30日をもって1名の委員が任期満了となることから、前橋地方法務局長より後任候補の推薦依頼がありました。

人権擁護委員候補者は、地域住民の中から人格、識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を推薦することとされており、今回、郷原在住の桑原三七次さんに打診したところ、候補者としての内諾を得られました。

桑原さんは群馬大学教育学部卒業後、吾妻郡内外等の小中学校教職員としての教員経験があり、その間、吾妻教育事務所長、東吾妻中学校長などを歴任され、今年3月まではさかうえこども園の園長としてご活躍されておりました。年齢は新任候補者として可能な68歳以下

であります。

町としては、桑原さんが人権擁護委員候補者の基準条件を満たし、適任者と考えておりますので、推薦に当たり議会のご意見を賜りたく諮問申し上げます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件については、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

（副町長 渡辺三司君 退場）

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第15、同意第1号 東吾妻町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第1号 東吾妻町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の副町長は、6月7日をもって任期満了になりますが、引き続き、渡辺三司さんにその任に当たっていただきたいと思いますと考えております。

渡辺さんは、昭和49年4月から吾妻町役場に奉職され現在に至っており、行政経験は豊富で、人格識見とも最適任者であると考えておりますので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

げます。

なお、ご同意いただければ、6月8日付けで選任する予定でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

（副町長 渡辺三司君 入場）

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 地方自治法第117条の規定によって、14番、青柳はるみ議員の退場を求めます。

（14番 青柳はるみ君 退場）

○議長（須崎幸一君） 日程第16、同意第2号 東吾妻町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第2号 東吾妻町監査委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案する監査委員につきましては、議員のうちから選任される監査委員の任期が満了になっていることから、地方自治法第196条第1項の本則の規定により、引き続き議員のう

ちから議会の同意を得て選任したいと考えております。

議員の青柳はるみさんは、皆さんもご存じのとおり人格も高潔であり、識見も豊富でございます。監査委員として適任者であると存じますので、ご同意くださるようお願い申し上げます。なお、ご同意いただければ速やかに選任する予定でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件については、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

青柳はるみ議員の入場を許可いたします。

（１４番 青柳はるみ君 入場）

○議長（須崎幸一君） ここで休憩をとります。

再開を11時15分といたします。

（午前１１時００分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前１１時１５分）

◎同意第３号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第17、同意第３号 東吾妻町教育委員会教育委員の任命について

を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第3号 東吾妻町教育委員会教育委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員は、地方教育行政法第4条の規定により、人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て町長が任命するものでございます。任期は4年であります。

現在、教育委員としてお世話になっております森田由紀夫さんが、6月20日をもって任期満了となることから、新たに山野邦明さんを任命したいと考えております。

山野さんは、昭和53年4月から、平成27年3月、東吾妻町立太田中学校校長を退職されるまでの37年間、教職員として奉職されたほか、平成27年4月から4年間、当町教育委員会で教育相談員としてお務めいただいております。豊富な知識と経験をお持ちで、適任者と考えておりますので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

なお、ご同意いただければ、6月21日付けで任命する予定でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第4号及び同意第5号の一括上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第18、同意第4号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について及び日程第19、同意第5号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第4号、同意第5号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任につきまして、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

懲戒審査委員会の委員は、職員の懲戒処分について審査をしていただくわけでございます。

懲戒審査委員会設置規則第2条の規定により、委員は3名で組織され、学識経験を有する者のうちから、2名を議会の同意を得て町長が任命するものでございます。任期は2年です。

今回お願いする方は、平成21年から委員としてお世話になっております市場和政さんと、平成29年から委員としてお世話になっております二階堂慎さんで、お二人とも弁護士をしております、適任者として考えております。

ご同意いただければ、6月30日付けで任命する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件については、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

それでは最初に、同意第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立を願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第20、報告第1号 平成30年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 平成30年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、平成30年度中の補正予算においてご議決をいただきました繰越明許費補正の計算書で、合計14事業がございます。一覧のとおり、繰越事業費の繰越額及び財源内訳となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、本件の報告を終了いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第21、議案第5号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とい

たします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第5号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正をお願いする内容は、報酬及び費用弁償の対象となる委員の職名を改めるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長(茂木 聡君) お世話になります。

町長が申し上げましたとおりでございますが、新旧対照表をごらんください。

1枚はぐっていただきまして、別表の改正前は保存管理計画策定委員会でしたが、改正後は保存管理協議会となります。適用は4月1日からになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長(須崎幸一君) 日程第22、議案第6号 東吾妻町吾妻峡周辺地域振興センター設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町吾妻峡周辺地域振興センター設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

吾妻溪谷活性化対策事業として、利根川、荒川下流都県より基金を受けまして、J R 吾妻線廃線敷及び国道145号廃道区間の利活用事業を進めております。

現松谷集会所を東吾妻町吾妻峡周辺地域振興センターとして、吾妻溪谷活性化対策事業の一つであります自転車型トロッコの受付業務等を行うため、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 東吾妻町吾妻峡周辺地域振興センター設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の詳細説明を申し上げます。

まず、第2条ですが、このセンターは、吾妻峡周辺地域の観光振興と町民の福祉のために設置するものとし、名称は、東吾妻町吾妻峡周辺地域振興センターとし、位置は松谷の868番地の1です。

3条の施設ですが、現在の松谷集会所と、吾妻溪谷活性化対策事業事務所を置きます。

第5条、指定管理者による管理についての項目ですが、これにつきましては、自転車型トロッコ運行受付業務など、今後管理を指定管理者に委ねることができる、そういう要綱を盛り込んだものでございます。

第7条の利用の制限につきましては、公序良俗に反する団体・行為には貸し出しが制限できるという要綱を定めました。

第8条の使用料ですが、センターを利用する利益を求める団体等へ1日4,000円の使用料、時間当たり500円として使用料を徴収できるルールをつくりました。移動販売等と、なるべく利用しやすい料金で、吾妻周辺地域の振興に寄与し、にぎやかしの一助になればというふうに考えております。

以上、説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第23、議案第7号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成31年度の地方税法等の一部改正が行われたことに伴い、条例改正の必要が生じたため行うものでございます。

主な改正内容は、軽自動車税の環境性能割に関連する規定の整備でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） 大変お世話になります。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴います東吾妻町税条例の一部を改正する条例で、2条関係の改正でございます。

改正内容の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページでございます。

初めに、附則第15条の2でございますが、これは軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率1%のものを臨時的軽減により非課税とするものでございます。

続きまして、附則第15条の2の2ですが、これは群馬県独自の規定でございます。軽自動

車税の環境性能割の非課税についても、当分の間、賦課徴収を行う県と市町村で取り扱いを合わせる必要があることから、市町村税条例の附則に軽自動車税、環境性能割の非課税の範囲の特例を設けることに伴うものでございます。この部分につきましてご議決をいただいた後、群馬県と協定書を締結する予定のものでございます。

続きまして、2ページでございます。

附則第15条の2の3ですが、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものでございます。

平成28年度に発生をした自動車メーカーの燃料試験の不正行為に起因して、納付不足額が生じた場合における環境性能割の賦課徴収の特例を定めるものでございます。

次に、15条の6ですが、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減を規定する第3項を新設するものでございます。

消費税引き上げに伴う対応として、特定期間、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間でございますが、自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を1%軽減するもので、税率2%のものを臨時的軽減により1%とするものでございます。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第24、議案第8号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、ことし10月から消費税の引き上げに伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化を行うための条例改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） お世話になります。

今回の改正は、ただいま町長からの提案理由のとおり、ことし10月以降の消費税引き上げに伴いまして、その財源を手当てして、低所得者の保険料の軽減強化を行うものです。

これは国で進めております社会保障と税の一体化改革の一環でありまして、消費税の引き上げによる増税分を安定財源として介護保険料の軽減を行うものです。

対象者は低所得者の第1号被保険者となりまして、第1段階、第2段階及び第3段階のいわゆる非課税世帯で65歳以上の方が減額の対象となります。平成31年3月29日に公布されました介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令により具体的な減額幅が示されまして、平成31年4月分の保険料から適用されることとなりました。

それでは、お手元の新旧対照表をごらんください。

具体的な保険料といたしましては、第2条の第2項につきましては、年額2万9,700円を2万4,800円に、第3項を追加いたしまして第2段階となりますが、4万9,500円を4万1,300円に、第4項を追加いたしまして、第3段階の保険料につきましては、4万9,500円を4万7,900円にそれぞれ減額するものです。

この減額された保険料相当分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の額を、一般会計を通じて、介護保険特別会計へ繰り入れることとなります。

これは、平成26年度に施行されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正されまして、保険料を減額賦課した額を一般会計から繰り入れる仕組みが新設されております。

また、今回の条例改正に伴います一般会計及び介護保険特別会計の補正につきましては、後ほど改めてお願いをさせていただきます。

また、減額に伴う今年度の保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収ともに、平準化して徴収する予定でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号及び議題第10号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第25、議案第9号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について及び日程第26、議案第10号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第10号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

この改正につきましては、道路占用料と公共物使用料の基準となる占用面積の端数処理、一年未満の占用期間の処理、占用料の消費税処理、占用料の最低金額を、県条例の改正に伴い改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

それでは、関連がございますので、議案第9号、10号、2つの条例の一部改正に改正する条例について、補足説明を若干させていただきます。

まず最初に、議案第9号のほうにつきましては、建設課が管理しております町道、それを占用する場合、料金をいただいておりますが、その部分の改正、議案第10号につきましては、道路以外、法定外公共物というふうに申し上げますが、水路であったり馬入れ、そういうようなものについての料金の部分になろうかと思えます。

それでは、大変申しわけありませんが、議案第9号の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

思います。

新旧対照表を見ていただきますと、別表1というのが1ページからございまして、ずっと新旧で両側全く同じ金額が記載をさせていただいております。変更になる部分につきましては7ページの備考の欄になりますので、ごらんをいただきたいと思います。備考の欄の3、この部分につきましては、占用面積の小数点以下第3位以下の端数処理についてを規定をいたします。

続きまして、4につきましては、1年未満の占用期間の処理方法、5は、占用料の消費税処理、6といたしましては、1円未満の処理と占用料の最低金額を100円と定めるものでございます。

次に、議案第10号のほうの新旧対照表もごらんいただきたいと思います。

見ていただき、新旧対照表1ページ、改正前では第15条ということで料金の関係を規定しておったものを削除をさせていただき、16条以降が条ずれが発生することになります。

続きまして、15条で規定していたものを、7ページ、8ページのほうに記載をさせていただいております。この部分につきましても、先ほどの道路占用料条例と同様の文面を記載をさせていただき、同様な対応を今後も続けていくという条例の改正内容でございます。

よろしくお願いします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第27、議案第11号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、水道法施行規則の一部改正が行われたことに伴い、条例改正の必要が生じたため行うものでございます。

主な内容は、布設工事監督者の資格の改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

この条例に定める布設工事監督者が有すべき資格の一つに、技術士がございしますが、条件として、技術士の第二次試験において、上水道及び工業用水道、または水道環境という科目を選択した者に限るとあります。

今回、技術士法施行規則の改正により選択科目の見直しがされ、水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、削除されました。それに伴い、水道法施行規則が改正されたことを受け、条例からも同様に、「又は水道環境」の文言を削除するものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第28、議案第1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに6,098万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億5,598万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費補正が主な内容でございますが、その他といたしまして、民生費においてプレミアム付商品券の追加事業などが計上されております。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回補正をお願いする額は、先ほど町長申し上げましたが、歳入歳出それぞれ6,098万3,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ83億5,598万3,000円とするものでございます。

次に、詳細についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金でございます。低所得者保険料軽減負担金421万3,000円の追加でございます。これにつきましては、消費税が10%になることに伴いまして低所得者の介護保険料が軽減されるというところから、その軽減分の半分を国が負担するというものでございます。

同じく国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1,795万円の追加でございます。プレミアム付商品券は、消費税増税による負担軽減策として、低所得者、子育て世帯を対象に行う事業でございます。国が全額を補助いたします。額面2万5,000円を2万円で販売を予定しておりますので、その差額分を国が補助するというものでございます。

次の2目民生費国庫補助金につきましては、幼児教育、保育無償化に伴う事務費やシステム改修費、これに係る経費を国が補助するもので、子ども・子育て支援事業費補助金として

933万7,000円を追加をするものでございます。

16款県支出金1項1目民生費県負担金は、先ほど民生費国庫負担金のところでご説明をいたしました軽減分につきまして、県の負担分ということで210万7,000円の追加となります。

次の2項4目農林水産業費県補助金では、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金として85万3,000円を追加するものでございます。国の事業として、農業用ハウスの補強に係る補助が創設されまして、県を通じまして事業費の2分の1が補助されるもので、来年度までの2年限りの緊急対策事業ということになります。

次ページにいきまして、3項3目教育費委託金21万5,000円の追加でございます。県立の吾妻特別支援学校の給食につきましては、町に委託をされまして給食センターで提供をしております。当初予算で見込んだ生徒数よりも増員があったため、その分の委託金を追加するものでございます。

次に、19款繰入金1項2目財政調整基金繰入金につきましては、歳出額に対して歳入額が上回っておりましたので、この項目で調整するものでございます。4,549万2,000円の減額となります。

21款諸収入4項7目雑入ですが、先ほど申し上げましたプレミアム付商品券の販売代金として7,180万円を追加するものでございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、歳出について説明させていただきます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目議会費でございますが、4月1日付け人事異動に伴います人件費の減額でございます。

また、2款1項1目一般管理費でございますが、これにつきましても、異動に伴います人件費の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 2款1項17目、地域活性化対策費ですが、吾妻溪谷活性化対策事業、先ほど説明を申し上げました自転車型トロコの事務所の需用費、役務費、使用料等々を計上させていただきました。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） 2款2項1目、税務総務費でございます。人事異動に伴います人件費834万1,000円の追加のお願いでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費402万3,000円の減額のお願いでございます。人事異動及び次ページ、総合窓口臨時職員1名分の職員人件費及び公的個人認証関連の都道府県ネットワーク機器交換に伴う配線工事が発生したことによる工事請負費追加のお願いでございます。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

7項1目ダム対策総務費でございます。35万2,000円の減額のお願いでございます。4月1日の人事異動による減額のお願いでございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） お世話になります。

13ページ、ふれあいの郷総務費、コンベンションホール管理費、健康増進センター管理費ですが、機構改革において社会教育課の所管となりました。

2款総務費8項事業費1目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますが、2,294万1,000円の減額のお願いでございます。人事異動等による人件費の補正等でございます。

2目のコンベンションホール管理費ですが、11節庁舎修繕費ですが、37万4,000円の増額でございます。これにつきましては、地下水をくみ上げて排水をするポンプが老朽化したもので、その修繕費でございます。

18節備品購入費です。18万8,000円ですが、こちらにつきましては、コンベンションホール内の3階の駐車場側の遮光カーテンが劣化しております。これを取りかえるための増額のお願いでございます。

5目健康増進センター管理費ですが、23節で還付金等の加算金を7万2,000円増額のお願いでございます。こちらは健康増進センターの回数券の換金のための費用でございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） 続きまして、3 款の民生費でございます。1 項 1 目の社会福祉総務費8,885万1,000円の追加のお願いでございます。社会福祉事業につきましては、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

14ページをお願いいたします。

プレミアム付商品券事業につきましては、商品券の換金代金8,975万円の追加でございます。このプレミアム付商品券事業につきましては、ことし10月から消費税の増税に伴いまして、低所得者と子育て世帯の消費に対する影響を緩和し、地域における消費を喚起することを目的として、国が事業費の全額を負担するものでございます。低所得者を3,400人、子育て世帯分を190人、合計3,590人分を見込んでおります。対象者 1 人につき、2 万5,000円分の商品券を 2 万円で販売する事業でございます。プレミアム率につきましては25%となります。

続きまして、4 目の老人福祉費835万9,000円の追加のお願いでございます。老人福祉事業の介護保険特別会計繰出金842万7,000円の追加につきましては、低所得者保険料軽減分でありまして、後ほど介護保険特別会計で説明をさせていただきます。

地域包括支援センター事業につきましては、職員共済組合負担金 6 万8,000円の減額でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、続きまして、6 目国民健康保険費174万2,000円の追加のお願いでございます。人事異動及び臨時職員 1 名分の職員人件費でございます。よろしくをお願いいたします。

続いて 8 目、後期高齢者医療繰出金として30年度の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に係る精算差額分が確定したことによる21万6,000円の追加のお願いでございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくをお願いいたします。

15ページをごらんください。

3 款 2 項児童福祉費、2 目保育所費でございますが、444万3,000円の減額のお願いでございます。

2 節給料から 4 節共済費までは、人事異動に伴います職員12名分の人件費となります。

また、13節委託料27万5,000円は、原町保育所調理室のグリーストラップ、これは下水道に直接食用油や食物の油分、残飯や野菜くずなどが流出することを防ぐ阻集器でございますが、その清掃業務委託料5回分の追加をお願いするものでございます。

3款民生費については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） 続きまして、4款1項1目保健衛生総務費461万2,000円の追加でございます。保健センターの職員人件費10名分でございます。主な理由といたしましては、保健師を1名増員したことによる追加でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） お世話になります。

16ページをお願いします。

6款1項1目農業委員会費でございます。101万5,000円の追加のお願いでございます。人事異動に伴う追加でございます。

続いて、2目農業総務費でございますけれども、316万8,000円の追加のお願いでございます。これも人事異動に伴う追加でございます。

3目農業振興費、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金の追加のお願いでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 7款商工費1項1目商工総務費です。こちらにつきましては、商工観光係4名の人件費補正でございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） それでは、17ページをごらんいただきたいと思います。

8款1項1目道路橋梁総務費1,773万8,000円減額のお願いでございます。人事異動に伴う減額ということで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 続きまして、17ページ下段からの10款教育費1項教育総務費2目事務局費でございますが、人事異動に伴います職員23名分の人件費の補正と、本年10月から予定されております幼児教育保育無償化に対応するための子ども・子育て支援事業

により、2,819万7,000円の追加をお願いするものでございます。

2節給料、3節職員手当等のうち時間外勤務手当を除く各手当、4節共済費及び19節負担金、補助及び交付金につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

説明欄をごらんください。

3節職員手当等のうち、幼児教育保育無償化に対応するための準備に要する時間外勤務手当120万6,000円の追加につきましては、企画課長より歳入予算として説明がありました民生費国庫補助金により全額充当されるものでございます。

また、13節の電算処理業務委託料793万8,000円の追加は、子ども・子育て支援システム改修事業を委託するもので、同じく民生費国庫補助金784万8,000円を充当いたします。

続きまして、5目給食センター運営管理費でございますが、14万2,000円の減額をお願いでございます。2節給料から4節共済費まで、人事異動に伴います職員9名分の人件費となります。

続きまして、6目外国青年招致事業費でございますが、ALTのティファニー・ドー先生が契約終了に伴い7月下旬に帰国され、新たなALTとしてタリン・オカモト・スミコ先生を8月に迎えるために、64万6,000円の追加をお願いするものです。

9節旅費18万円のうち、費用弁償17万円は、ティファニー先生の帰国費用でございます。

18節備品購入費12万円は、タリン先生が使う電化製品等の購入費用、19節負担金、補助及び交付金26万円は、タリン先生の赴任旅費負担金20万円と、来日後の研修経費負担金6万円でございます。

続きまして、10款2項小学校費1目学校管理費では、743万4,000円の減額をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

学校管理費事務局分、743万4,000円の減額は、2節給料から19節負担金、補助及び交付金まで、人事異動に伴います職員1名分の人件費となります。また、次の道德教育総合支援事業は原町小学校が本年度から2年間、道德教育の指定校として文部科学省からの委託事業として取り組んでいる事業ですが、学校から提出された事業計画に基づき、予算の組み替えをさせていただいたものです。事業費総額37万円に変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

20ページをお願いいたします。

10款3項中学校費1目学校管理費でございますが、437万7,000円の減額をお願いでござ

います。2節給料から19節負担金、補助及び交付金まで、人事異動に伴います職員1名分の人件費となります。

続きまして、10款4項こども園費、1目こども園管理費でございますが、361万8,000円の減額のお願いでございます。2節給料から4節共済費まで及び19節負担金、補助及び交付金は、人事異動に伴います職員22名分の人件費となります。

また、13節委託料は、本町の3歳児1名が渋川市の幼稚園に通園するための、他市町村広域利用委託金として64万8,000円の追加をお願いするものでございます。

15節工事請負費は、さかうえこども園舎テラス上部のひさしが劣化し、大量の雨漏りをしてしまうため、ひさしの防水工事費用として473万1,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） お世話になります。

21ページ、5項の社会教育費です。

まず、1目の社会教育総務費、3節時間外手当62万円の増額のお願いです。これはコンベンションホールの貸し出し時の職員の時間外手当でございます。

2目公民館費、賃金ですが、445万3,000円の増額のお願いです。人事異動による賃金の増額でございます。

4目の青少年対策費14節の自動車等借上料15万円と、庁用バス運転手の使用料2万2,000円の増額のお願いでございます。こちらにつきましては、杉並・東吾妻子ども交流事業が行われますが、そのときに使うバスの関係でございます。熱中症予防のため水分等多くとりますので、トイレ付きのバスを借り上げるための増額の分でございます。それから、バスの駐車場についてはちょっと予定をしていたところが使えないということで、借上料を増額させていただくものでございます。

6項保健体育費1目保健体育総務費の時間外手当でございますが、健康増進センターの機械器具点検等に対応するため、職員の時間外手当の増額のお願いでございます。

3目施設管理費14節のマットリース料8万1,000円でございますが、町民体育館の玄関のマットが劣化しておりますので、その交換のためのリース料でございます。

それから、15節工事請負費80万8,000円でございますが、町民体育館の電話を整備するための増額のお願いでございます。現在1回線しかございませんので、そちらを回線をふやす

ための工事を行うための増額のお願いでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時04分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 休憩中に、皆様のお手元に特別委員会の開催時間を記した会期日程表を配付させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

特別委員会の説明員及び書記として予定をされる執行部の方々におかれましても、ご理解をくださいますようお願いをいたします。

それでは、会議を進めてまいります。

日程第29、議案第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額につきまして、まず事業勘定からご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億8,920万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、国民健康保険特別会計の補正についてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

まず、第1表事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、予算総額を17億8,920万2,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入ですが、8款1項1目前年度繰越金3万2,000円の減額でございます。

次に、6ページ歳出でございますが、1款1項1目一般管理費で委託料の高額療養費分について、予算査定時における申請件数等の推計に誤りがございまして、再計算の結果、電算処理業務委託料と被扶養者の減免期間見直しに伴うシステム改修業務委託料の追加となります。

次に、3款ですが、1項2項3項について、県への納付金額が確定したことによる追加並びに減額でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長の説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第30、議案第3号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億645万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入歳出の総括でございますが、歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、予算総額を2億645万4,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、2款1項1目事務費繰入金21万6,000円の追加で、一般会計からの事務費繰り入れとなります。

続いて歳出ですが、1款1項1目一般管理費21万6,000円の追加ですが、還付金及び還付加算金額の確定によるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第31、議案第4号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど提案いたしました介護保険条例の一部改正に伴う財源組み替えの補正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） 今回の補正は、先ほど町長からの提案理由のとおり、介護保険条例の一部改正に伴いまして、低所得者の第1号被保険者の保険料を軽減するための財源組み替えの補正でございます。

それでは、予算書の事項別明細書4ページをお願いいたします。最終ページになります。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料を842万7,000円減額し、7款1項4目の低所得者保険料軽減繰入金を、同額の842万7,000円を追加するものです。

軽減の対象となる第1段階から第3段階までの、第1号被保険者合計1,649人分が対象となります。なお、この低所得者保険料軽減繰入金につきましては、一般会計において国が2分の1、県が4分の1を負担金として追加して繰り入れるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 12 号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第32、議案第12号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第4分団第2部の消防ポンプ自動車の取得についてご審議願うものでございます。同分団の消防ポンプ自動車は、平成10年9月に初年度登録をし、20年が経過しております。そのため老朽化が進み、適切な消防活動に支障を来すおそれがあるため、更新するものでございます。

購入につきましては、団本部役員及び第4分団第2部関係者と協議を重ね、仕様書を作成したものでございます。

昨年度、第2分団第1部に配備した消防ポンプ自動車と同型のCD1型の購入でございます。消防機械器具を扱う3社より見積もり合わせを執行し、前橋市にあります株式会社佐藤工業所と2,948万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、今回配備を予定しておりますのは、4分団の第2部でございます。

町では、各分団に16台あります消防車——小型車も含みますが——の更新を年次的に進めております。消防車の更新期間は原則20年、小型積載車が18年で、総合計画に盛り込み、更新を予定しております。

4の2は、計画上は昨年度、丸20年を迎えたところで更新する予定でしたが、ことしに1年ずれ込んでおります。

また、前年導入しました第2分団第1部と同型のポンプ車でございますが、若干値段等は高くなっておりますのは、本団と分団で話を進めまして、今までのポンプ車に後ろのほうな

んですけれども、あおりを高くしまして、そこに照明をつけて、消防団員の安全の確保と作業のしやすさを進めていくために、若干金額が高くなっております。

議決をいただければ、佐藤工業所と契約金額2,948万円で契約しまして、本体等も若干違っております、今までですと、この時期にお願いすると、年末、点検の時期までに入ったんですが、今年度につきましては、年度末ということになるという予定でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第33、議案第13号 物品購入契約の締結について（レールマウンテンバイク購入）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

JR吾妻線廃線敷利活用として、利根川、荒川下流都県の基金を受けて、自転車型トロッキの運行事業に取り組んでおります。基金事業につきましても、一部を除いて本年が最終年度となり、備品として係員用のオートバイ2台が台車に乗ったもの3台、お客様用電動アシスト付き自転車2台が台車に乗ったもの5台の取得についてご審議願うものでございます。

町内の自動車を扱う5社へ見積もり依頼をし、辞退3社、2社による見積もり合わせを執行し、刃持自動車整備工場と925万8,080円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

詳細について、説明を申し上げます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、今回の契約は一部を除いて最終年度となります。利根川、荒川、下流都県の基金を受けて取り組んでおります。吾妻溪谷活性化対策事業の一つ、J R 吾妻線廃線敷利活用、自転車型トロッコ運行事業の備品購入でございます。

参考写真をつけさせていただきました。これにつきましては、今使っている自転車とオートバイの写真なんですが、これは岐阜県にありますN P O法人神岡・町づくりネットワークというところで、実際にレールマウンテンバイク、ガッタンゴー！！ということで運行に使っているものを購入してくるという事業になってございます。写真を見ながら説明を聞いていただければと思います。

松谷地内の雁ヶ沢ランプの入り口、天狗の湯からまっすぐ北側に行ったところの145号のランプですけれども、そこの分断されているところから下流吾妻川を見て下流側、エントランスパークまでの間に、係員用であります2台のオートバイが1つの台車に乗ったもの、これを1台下流側に購入する予定です。また、今後、ダム直下を目指す溪谷間用に、同じく1つの台車に2台の乗ったオートバイの係員用、前後に係員がついて運行するわけだもんですから、それを2台と、その間に挟む、前のページにありますけれども、その自転車が2台、1つの台車に乗ったものが中に5つ挟まるわけなんですけれど、それを5台購入する契約であります。

先ほど町長説明がありましたけれども、町内で自動車を扱う5社と見積もり合わせを執行し、刃持自動車整備工場と925万8,080円で5月20日に仮契約を締結してございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 1時16分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

◎議案書の訂正

○議長（須崎幸一君） 総務課長より発言を求められておりますので、それを許可いたしました。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 議案書の訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

契約の相手方、株式会社佐藤工業所、佐藤英明と記しておりましたが、伊藤英明です。申しわけございませんでした。

契約書のとおり、伊藤英明でございます。

大変申しわけありませんでした。訂正させていただきます。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） それでは、会議を進めてまいります。

日程第34、議案第14号 工事請負契約の変更締結について（岩島小学校空調設備設置工事）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 工事請負契約の変更締結についての提案理由の説明を申し上げます。

本年3月14日より工事を進めてまいりました岩島小学校空調設備設置工事につきましては、工事請負金額に変更が生じました。当初契約金額6,588万円を165万2,400円増額いたしまして、6,753万2,400円に変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださ

いますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくをお願いいたします。

岩島小学校空調設備設置工事につきましては、平成31年第1回定例会において、工事請負契約の締結についてご議決をいただき、富沢設備株式会社、代表取締役富澤通之と請負金額6,588万円で契約を締結した工事でございます。

平成31年第1回定例会でお示しをさせていただきました平面図と同じ平面図を添付させていただきましたが、1階から3階までの各階で赤く表示されている部分が室内機を示しており、3月14日から6月28日の工期において、校舎全体に空調機34台を23室に設置をするものでございます。

このたびの工事請負契約金額の変更は、公共事業を発注する際の労働者の基準賃金となる公共工事設計労務単価が引き上げられ、平成31年3月1日以降に契約する工事から適用されたことによるものでございます。

また、この工事請負契約金額の変更に伴う増額分165万2,400円につきましては、議案第15号の坂上小学校空調設備設置工事の工事請負契約金額の変更に伴う減額分124万2,000円と合わせまして、平成30年度繰越明許費の予算内で対応することができるため、補正予算の措置はいたしておりませんので、申し添えさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第35、議案第15号 工事請負契約の変更締結について（坂上小学校空調設備設置工事）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 工事請負契約の変更締結についての提案理由の説明を申し上げます。

本年3月14日より工事を進めてまいりました坂上小学校空調設備設置工事につきましては、工事請負契約に変更が生じました。当初契約金額6,696万円を124万2,000円減額いたしまして、6,571万8,000円に変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくお願いいたします。

坂上小学校空調設備設置工事につきましては、平成31年第1回定例会において、工事請負契約の締結についてご議決をいただき、利根電気工事株式会社沼田支店、支店長村松義博と、請負金額6,696万円で契約を締結した工事でございます。

平成31年第1回定例会でお示しをさせていただきました平面図と同じ平面図を添付させていただきましたが、1階から4階までの各階で赤く表示されている部分が室内機を示しており、3月14日から6月28日の工期において、校舎全体に空調機32台を22室に設置をするものでございます。

このたびの工事請負契約金額の変更は、公共事業を発注する際の労働者の基準賃金となる公共工事設計労務単価が引き上げられ、平成31年3月1日以降に契約する工事から適用されたことによること、配管設備工事において交換内配線を予定しておりましたものを、天井裏転がし配線に変更し、天井を解体せずに施工したことなどによるものでございます。

また、この工事請負契約金額の変更に伴う減額分124万2,000円につきましては、議案第14号の岩島小学校空調設備設置工事の工事請負契約金額の変更に伴う増額分と合わせまして、平成30年度繰越明許費の予算内で対応することができるため、補正予算の措置はいたしておりませんので、申し添えさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（須崎幸一君） 日程第36、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり総務建設常任委員会に付託しますので、その審査を6月12日までに終了するようお願いいたします。

陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査くださるよう申し上げます。

なお、次の本会議は6月13日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時28分）

令和元年 6 月 13 日（木曜日）

（第 2 号）

令和元年東吾妻町議会第2回定例会

議 事 日 程（第2号）

令和元年6月13日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第13号 物品購入契約の締結について（レールマウンテンバイク購入）の撤回の件
- 第 2 議案第 5号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 6号 東吾妻町吾妻峡周辺地域振興センター設置及び管理に関する条例について
- 第 4 議案第 7号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 8号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 9号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第10号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第11号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 3号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 4号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第12号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）
- 第14 議案第14号 工事請負契約の変更締結について（岩島小学校空調設備設置工事）
- 第15 議案第15号 工事請負契約の変更締結について（坂上小学校空調設備設置工事）
- 第16 陳情書の委員会審査報告
- 第17 発委第 4号 意見書の提出について
- 第18 委員会報告について
- 第19 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第20 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	須崎幸一君	２番	渡一美君
３番	井上英樹君	４番	高橋弘君
５番	茂木健司君	６番	高橋徳樹君
７番	里見武男君	８番	小林光一君
９番	重野能之君	１０番	竹渕博行君
１１番	佐藤聡一君	１２番	根津光儀君
１３番	樹下啓示君	１４番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	水出智明君	まちづくり推進課長	武井幸二君
保健福祉課長	関和夫君	町民課長	片貝将美君
税務課長	高橋篤君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	一場正貴君
会計課長兼 会計管理者	田中康夫君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局補佐	高橋智恵子
議会事務局係	佐藤功樹		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎議案第 13 号の撤回の件、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第 1、議案第 13 号 物品購入契約の締結について（レールマウンテンバイク購入）の撤回の件を議題とします。

町長から撤回理由について説明を求めます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第 13 号で提案をいたしました物品購入契約の締結についての撤回について申し上げます。

東吾妻町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条によりご議決をいただきたくご提案をいたしました。議員より業者から提出をされた見積もり金額に消費税が含まれていることに対し問題ないかと指摘をいただきました。町からの見積もり依頼には消費税及び地方消費税の合計額を含まない額を見積書に記載とあります。事務を進めるに当たり契約事務手続に誤りがありましたので、撤回をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） お世話になります。

この件につきましては、過日の全員協議会において私のほうから質疑をさせていただきました。そのときにつきましては、単に誤りがあったというような説明でありましたけれども、先ほど町長の説明の中で、消費税を含まない見積もりでなければいけないものが含まれているという説明がございました。

しかし、これが氷山の一角にならないように原因究明と、そして、今後どのような対策が必要なのか。そして、これを撤回することによって、また臨時会や9月の定例会のどちらかで上程されるんでしょうけれども、下流都県の基金を使うということでどのような影響があるのか、そういうことで質問させていただきたいというふうに思います。

まず初めに、議長、この議案につきましては、今撤回の議案でございます。ということは今現在これは生きているわけでございますので、仮契約までの決裁文書、これについて担当課に問い合わせたところ出てこないわけでありまして、この場で書類の要求を申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 暫時休憩いたします。

（午前10時03分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前10時07分）

○議長（須崎幸一君） 10時20分まで休憩いたします。

（午前10時07分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前10時20分）

○議長（須崎幸一君） ただいま議長に対し、10番、竹渕議員より資料請求がありましたけれども、議案第13号 物品購入の契約の締結について（レールマウンテンバイク購入）の撤回の件でございますので、本来の議案の請求とはまた違うというふうに判断しますので、現段階においては資料提供については認めることはできません。あくまでも撤回を許可されなかった場合については、この議案第13号については生きてきますので、そのときにまた資料請求というのを私のほうに請求されればというふうに思います。

また、補足説明で執行部より説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（渡辺三司君） ただいまの資料の関係ですけれども、竹渕議員のほうから仮契約までの資料請求ということでございますけれども、町側のスタンスとすれば事業が完結した場合には提出はできますけれども、事業継続中のため、閲覧はできますけれども、コピー等として提出することはできないというスタンスでありますので、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。どうでしょうか。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 議運まで開いていただきましてありがとうございます。

そういうことであれば、私のほうの頭の中にみんな入っていますので、それについて質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹淵博行君） 私は、町長、副町長から説明をいただきました。しかしながら、それだけでは不適切なのかなというふうに感じております。私が述べれば述べるほど発言の残り時間がなくなってまいりますので、端的に質問させていただきます。

まず初めに、見積もり依頼、これについては購入品の仕様は明確かつ具体的に示したのか、確認します。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 仕様書につきましては、平成31年度レールマウンテンバイク購入ということで、レールマウンテンバイクを何台、またオートバイ50ccが載ったもの、また110ccが載ったものということで。あと、岐阜県飛騨市レールマウンテンバイクガッタンゴーの車両仕様ということで業者さんにはわかる内容でお伝えをしております。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 次に、見積書の書式を適切に示したのか。これは保証金の確認です。保証金は本来なしというふうに明記しなければいけないところを、あるというふうに記入されているというふうに私は確認しております。それはどうですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 見積書の形式については示してございません。各社の任意の見積書でいいということで渡してございます。先ほど言いました前払い金の件につきましては、間違った数値を出してしまいました。この件も含めて今回撤回したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） そうすると、それは依頼文書が適切でなかったということは認めるんですね。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 間違った通知を出してしまいました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 今回、消費税抜きで入札しなければいけないものが消費税込みで入札された。そうすると、我々の今手元にある契約金額925万8,080円、これが業者から示された金額だということでもあります。そうすると消費税、そして、いつもこの見積もり合わせ

比較表に記載されている金額、これについては、業者が提出した金額だというふうに我々が
思い込んでいたということでありますけれども、この金額はどうやって出しましたか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 消費税込みだったので、消費税分を抜いてこの金額を
示しました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると、この見積もり額については入札書には記載されてい
なく、課長のほうで改ざんしたということですよね。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 見積書には消費税込みの見積もり金額が書いてござ
いました。消費税込みの金額だったので消費税分を抜いて計上いたしました。よろしくお願
いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そういうことを何て言うんですかね。課長。

○議長（須崎幸一君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時26分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前10時28分）

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 私としましては改ざんとは思っておりませんでした。
よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） この数字を課長のほうでつくったということは事実だということだ
けれども、改ざんという言葉を使いたくないということですかね。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 消費税込みというふうに書いた見積書であったので、消費税分を抜いて記入したということでございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） それにしても本当におろそかですよ。消費税とこの見積もり額を足すと80円にならない。

企画課長、ちょっと質問。これ計算合ってますか。仮にこれが正しい数字だとすれば、合っていますか。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） その見積もり比較表部分と表の議案書のこれを足した部分は1円違っていると思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そもそもそこも違うんですよ。本当に大変な話ですよ。

では、続いていきますけれども、この700万円以上の物件で見積もり合わせしたということで、議会案件になったということでこれは発覚したわけですが、開札のときに課長が封を切ったということでもあります。これは上司に立ち会いを求めましたか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 上司には見積もり合わせ比較表の形になってから確認をいただいております。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると立ち会いを求めている、そして自分で勝手に、ある意味あけたと。すごいんですね、うちの町の課長は、権限が強いんですね。これ、上司が立ち会わずに開札したということは、特に問題ないんですか、財政を担う企画課長。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 特にその取り決めは今までなかったんですけれども、基本的には、この決裁の金額に基づいてやっていくのが基本だろうということは思っております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 見積書の開封を町長が行わなかった行為、こういったものがどんな法令、条例、規則に基づき許されるのか私わかりませんので、もう一度答弁をお願いします。

町長で結構です。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、別段、問題視されるものはないと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） とんでもない発言ですよ。現にこういったような不正的な行為が行われたというような実態があるのに、何の問題もないと。そうではなくて、不正入札につながる可能性が懸念される、こういったやり方を今後どういうふうにとり行っていくのか、やはり十分に考えなくてはいけない、そういった事案だというふうに私は考えております。

原因究明なんですが、消費税込みで受けてしまったと、これはわかりました。なぜそこで補正を行わなかったんですかね、課長。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） なぜそこで補正を行う、札の入れかえというご質問でよろしいのでしょうか。そのままいただいた見積書から消費税を抜いた額で進めてしまったということなので、補正を行わなかったという点については、そのまま進めてしまったというのが間違いだったということなんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 質問を変えます。

そもそもこの業者については落札業者ではなかった。落札業者でなかった業者をこういったような形で書類をつくって、そして上程してきたということで間違いないですね。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 消費税込みで入った見積書から消費税分を抜きますと、私どもで計算をさせてもらいました予定価格内であったので、落札業者に該当するというふうに見まして事務を進めてしまいました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 消費税を抜くなんていう行為は今まであるんですか、町長。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この点については、実際、私がその書類の処理的な面はやっているわけでございませんので、詳細なところは存じておりません。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 大分上手ですね、答弁がね。それは結構ですけれども。

基本的に担当課、これ次長がつくられたんですかね、そして課長がまず初めに決裁印を押しているんだと思いますけれども、要は、間違っただけのものを、極端なことを言えば企画課長、副町長、町長に決裁印を押していただいて、そして仮契約まで行って、それを我々議会まで上程したということだと思いますけれども、これはだましたことになりませんか。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 思っておりません。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） なぜでしょう。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） この件につきましては、事務処理上間違いがあったので、それを認めて撤回をいたしますということですから、そういうことです。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 間違いを認めているのはわかりますよ。だけど具体的にどこが間違っただけで、どういうふうに間違っただけかということがきちっと説明されないと、こういうことが次からも起き得る可能性がある。それを私たち議員はたださなければいけない。仕事ですから一生懸命やらせてもらいますけれども、担当課が間違っただけで、そしてそれなりの書類がいった、そのときに、悪い言い方をするとめくら判だったかもしれませんけれども、それは課長を信頼しているという裏があるんだと思うけれども、でもそこに気づけなかった。そして気づけなかったと同時に、それが間違いであったということで、もう少し謙虚になって、間違いは間違いとしてお認めになったらどうですか。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 間違いを認めましたので、今回は撤回させていただくということでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

だから、間違いを認めたんだけれども、それは消費税抜きの金額を求めなくちゃいけないものが消費税込みだったというのが理由ですよ。それだけじゃないでしょうということをおっしゃっているんですよ。

それで、こういうことが起きたということは、やはりほかの課でも本当に緊張感を持って行ってほしいと思います。大体課長の答弁を見れば、どういうことが行われたかというのは、

ここにいる誰もがわかる状況であるというふうに察します。私は警察でもありませんし、法律家でもありません。東吾妻町の議会議員として、やはりたださなければいけないことはただす。そして、今後このようなことがないような形で、どういうふうに処理を執行部がするのか、そういったことも求めなければいけない。そういう立場であるというふうに私は感じております。

そこで、課長、担当課長で結構ですけれども、ここに3社辞退がありますけれども、過日の課長からの報告では5月20日が最終日でございます。一番最後の業者がこの日に持ってきたということでもありますけれども、事実ですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 辞退届の件でございますが、事務を執行する上で入札または見積もりを辞退する業者からは辞退届の提出をお願いしています。見積書の提出をされないという確認がとれましたので、それについて辞退届の書類を整えました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 書類を整えましたという言葉自体がちょっとわからないんですけれども、名前は申し上げませんが、ある業者は20日に間に合わなかったと。間に合わなかった、そこで職員が判こを取りに来たという報告がございます。事実ですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 提出された辞退届につきましては20日付で提出をされております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると、私が今言ったことは虚偽であり、事実ではないと。きちっと業者が担当課まで辞退届を届けたんだということに偽りはないですね。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 先ほどもお話をしましたが、書類を整える手続をとらせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 書類を整えるということはどういうことですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 見積もり合わせ比較表の書類について入札金額と辞退

届ということで、書類を整える手続をとりました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 私が質問している趣旨とちょっと歯車が合わないようですけれども、5月20日までに辞退届を出した3社、これは会社が担当課に持参をしているということでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 見積書の提出期日に見積書を提出していただけるかの確認をさせてもらったところ、辞退という連絡をいただきました。それについて辞退届の提出を求めてきたところでございます。見積もり提出期日については20日付で提出をいただいております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） もう少しわかりやすく言ってほしいですよ、何かうそをついているような感じをちょっと受けるんですけれども、この3社は期日までにきちっと担当課に辞退届を提出に来たんですね。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 担当者が辞退ということで確認をとっておりまして、それについて辞退届をいただきに伺っております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そうですよ、そういうふうに言ったほうがいいと思いますよ。間違いは間違いで認めたほうがいい。

それで、業者はほとんど、99%は本当にまじめな業者ばかりです。皆様方から示された期日までに入札に応札するか、そして辞退届を出すか、当然時間を割いて担当課まで持参しているわけです。持参している業者と、で何で体裁を整えるために職員が動いて判こまで取りに行かなくちゃならないのか、その理由がよくわからん。説明してください。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 辞退をする業者からは辞退届の提出をお願いしておりますので、辞退届の提出を求めたところでございます。それで見積もり合わせ比較表のほうに辞退ということで記載させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 何回も同じような質問をしますけれども、期日までにきちっと提出

される業者と、提出されなかった業者がいた場合、これ同じことなんですかね。期日までに提出されなかった業者も同じなんですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 辞退の確認はとれておりましたので、いただきましたので同じ扱いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 残念ですね。そうすると、5月20日の期日前に職員が動いたということですよ。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 見積もりが提出できないという、要は見積書は出せないという話で辞退というふうな連絡、見積書が出てこない確認がとれました。その確認のときに辞退というふうに先方からも言われておりまして、同じときに辞退というふうになったというふうに取り扱いをさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 取り扱い云々を聞いているんじゃないくて、職員が判こを取りに行くんかいと聞いているんですよ。そんなこと日常茶飯事やられているんですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えします。

日常茶飯事ということで質問ありましたけれども、書類を整える手続をとりました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 財政を担う企画課長、こんなことでよろしいんですか。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 確かに事務手続上ミスがあったということですので、今回撤回という話になっていますので、いいということではないと思っております。いいということではないので、今後については、財政担当課長としてもその辺はしっかりしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 本来であれば、辞退届がきちっと期日までに提出されたところは辞退、期日までに提出されていないところについては失格、この入札案件については次に何か

あったとしてもこれは参加できない、そういうことだと私は思っていました。しかしながら、うちの町は業者に便宜を図り、辞退届をみずから判こまで取り行っていると、こういった実態が浮き彫りになったということでもあります。

私は先ほど申し上げたとおり、警察やら、弁護士だとか、そういう法律家ではございませんので、議会議員として、これは本当に正しいものかどうかということをお聞きいただいているだけでありますので、本当にちゃんと虚偽を言わないで、正しいことを、起こったことを言っていたきたいというふうに思います。

町長、今までの発言等を聞いていて、どういうふうに感じておられますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の見積もり合わせにつきましては、町民の皆様が組織をしている事業体の皆様を対象でございますので、辞退ですとかということもございまして、皆様お忙しい中でございまして、電話で辞退を申し受けていただいたということでございますけれども、お忙しい中で書類的な措置がなかなか追いつかなかったということでございまして、町民の皆様に対するきめ細かな行政活動の一環として職員が一生懸命対応したということだと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 言っている意味がわかりません。私も日本人なのかなとちょっと勘違いするぐらい聞き取れないので、ちょっとよくわかりませんが、辞退自体が悪いなんていうことは一つも言っておりません。辞退にする行為、辞退を問題視しているわけであって、期日までに届けたものはきちっと辞退であって、期日までに届かないものは、それも全部辞退でいいんですか、町長。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、あらかじめ電話で辞退という意思を伝えていただいておりますので、そのことから発生した行政の手續だと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 時間も少なくなってまいりました。

私もこの場を離れますと一介の事業者でございます。こんなことは私、初めてです、この町で。他の市町村でありますと、当然ながら期日までに業者が、幾ら自社の辞退ですよということを伝えたとしても、期日までにその書類が届かない限り、この物件については失格というような形できちっと調書に明記される、そういうところがほとんどだというふうに聞い

ておりますし、実際にそのようであります。うちの町はちょっと特殊なんですかね。町長がそういうふうに言うのであれば、ちょっと特殊なんでしょうね。

今後、改める気持ちございますか。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 議員、ふだんから町内業者を使ってというようなことを申されていると思います。そういう観点から町内業者を優先して事業の指名も行っております。なかなか業者の中には入札等ふなれな業者もございます。町内業者育成という観点からもきめ細かに、辞退届が出ていなければ、辞退届を提出してくださいと。事前に辞退というものを確認していますから、そういう手続をさせていただいているということでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 聞いたからには、いい発言もございました。町内の業者を優先的に活用するようにと、当然であります。しかしながら、辞退届を業者に訪れて、わざわざ判こを取り行く行為というものが許される行為なのかどうか、この辺もう一遍、企画課長、答弁をお願いします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 私のほうで答えるのはどうなのかというのはありますが、行為的には、業者のところへ出向いてという部分は、先ほど副町長が言ったように、業者のほうで忙しいとか、面倒な部分があるだろうからということで、そういう気持ちで行ったんだと私は思います。ただ、竹渕議員が言われるように、その行為だけをとって、いいか悪いかという話であれば、余り好ましくなかったかなという感じはしております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

続いて、先ほど副町長が申した町内業者から調達できることは、なるべく町内業者に依頼する、こういったことの姿勢というのは非常にいいことだというふうに私は感じております。

しかしながら、今回追加指名があったように思われます。岩島で行われるこういったレーマウンテンバイク、なるべくパンクだとか、簡単な修理が生じた場合、いち早く飛んでこられる近いところがいいのかななんて思いつつ、ちょっと見させていただきましたがけれども、岩島地区には何か自動車屋さんとか、山崎自動車とかそういった業者がありますけれども、そこが入っていない。こういったことでよろしいんですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 入札審査の付議結果をいただいて、私どもは5者に見積もり合わせをさせてもらいました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） どちらにしても取り下げりゃいいんだという話ではなくて、二度とこういったことが起きないように、どういうふうにしたらいいか、どういうふうの開札をしたらいいか、この辺について、財政担当の企画課長、お願いできますか。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 今後につきまして、私の一存でどうのというのでこの場ではっきりは申し上げられませんが、まずは庁内の執行部で、どういうのがいいかというところをちゃんと協議をして、一番最良の状況にしたいと思います。考えられることとしますと、今回随意契約ということで、入札ではありませんので、予定価格の金額によって、その決裁権者の立ち会いのもとあけていくとかいうもの、それから各所属長には、今回のようなことがないようなチェック体制、それをどうやっていくか、これは例えばの話ですけれども、そういうことを課長会議なり、執行部の中の会議で話し合って、こうにいくんだという方向を出して、全職員に周知していくというような方向がいいのかなというふうに感じております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そうですね。課長さんも大変だと思います。見積もり合わせというのは期日が指定されていて、同時に同じ日、同じ時間に来るとは限らない。ですから、数日前に提出された業者の見積書も保管しておかなくちゃいけない。こういったことも生じるわけでありまして。ですから、一つでも事故が起こらないようにするためにはどうするかということを、今の課長が申したように、町長、副町長を含めてしっかり今後の対策を練る必要があるんだというふうに思いますけれども、町長、どうですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） このような誤りが発生したということは大変遺憾に思っております。

企画課長の発言のように、今後、執行部の中で十分、このような誤りのないように組み立てをしていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

口だけではなくて、当然信頼していますけれども、ぜひ具体的に、課長決裁は予定価格が

幾ら以下の場合は課長が封を切ること、応札ができることと、また幾ら以上であれば町長、副町長の立ち会いのもと行う。また、町長、副町長がおいでにならない場合には他の課長、総務課長なり、そういった課長が立ち会いをすとか、そういったような規約をつくるようになりませんか、町長。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、今後、十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 総務課長にもお尋ねしたいと思います。同じ質問です。どのように感じられましたか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） こういったことが今後起きないように、私を含め、職員で研修を重ね、職員の資質向上を図っていきたいと思っています。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 私は、今回の一連の質問、大変なことだというふうに感じておりますけれども、執行部もここで気づき、そしてこの議案を取り下げる、これは賢明な判断だというふうに感じております。この取り下げの議案に対して私質問しておりますけれども、取り下げに反対の意見として言っているわけではないんです。こういったことが二度と起きないように、気を引き締めて、そしてまた担当課のみならず、横の連携、そういったものも含めてチェックができるような体制づくりというものが、この町においては急務ではないのかというふうに感じております。

ですから、この議案については当然ながら取り下げる、そういったものは賛成でございます。

最後にお聞きしますけれども、このマウンテンバイクについては下流都県の基金を使うということで、ここで取り下げると、また今後、どこかしらで出してこなくちゃいけないという部分があるんだと思うんですけれども、この辺の影響というものはございますか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えします。

取り下げをお認めいただいた後に、また改めてきちんと事務を進めてまいります。岐阜県のほうからは、おおむね製作に数カ月かかるというふうな話をいただいておりますが、至急行って、説明させてもらいましたけれども、上流の区間の試験運行等々、下にもトロッコが

ございますので、それも使いながら試験運行に間に合うように進めていきたいと思っています。

また、今年度中に完了をする事業になってございますので、基金事業の中でできるものと。またそれに間に合うように仕事をしております。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

今後このようなことがないように、ぜひチェックにチェックを重ねて、そして少なくともこういったものが議会に上がってこないように、ぜひお願いしたいというふうに思います。お願いだけではないんですけれども、ぜひ反省するところは反省していただいて、そして次のたくさん仕事も詰まっていると思いますので、業務に失態がないようにしていただきたいというふうに思います。

私からの質問は以上でございます。決して反対の反対という話ではなくて、早く気づいてよかったというふうに誰もが思っていたかのような質問であったというふうに私は思っていますので、ぜひご理解いただき、質問にかえさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 竹渕議員よろしいですか。ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第13号 物品購入契約の締結について（レールマウンテンバイク購入）の撤回の件を許可することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、議案第13号 物品購入契約の締結について（レールマウンテンバイク購入）

の撤回の件は許可されました。

したがって、議案第13号 物品購入契約の締結について（レールマウンテンバイク購入）の採決は必要なくなりました。

ここで休憩をとります。

再開は11時10分とします。

（午前 1 1 時 0 1 分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 1 0 分）

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第2、議案第5号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第3、議案第6号 東吾妻町吾妻峡周辺地域振興センター設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） この条例が定められることは非常に好ましいことだと思っております。ただ、第8条、利用料の設定の件についてご質問したいと思います。

この第8条の、利用者は次に掲げる利用料を納入しなければならないとあります。この利用者については、どのような利用者を想定してこの8条についてつくってあるのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 8条の使用料を納めていただく業者の件でございますが、最初に提案をさせてもらったときも申し上げましたが、にぎやかしに来てくれるような移動販売車が来てもらったときに、庭等で販売をしてもらったりしたときの利用料ということで、1時間500円というふうなことで提案をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） にぎやかしに来てくれる人というようなことでございますけれども、この場所というのはそもそもどういう使われ方であるのか、ちょっと教えてください。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えします。

この場所につきましては、現在の松谷集会所ということでありますが、一番東側のところに土間のところがございます、そこを今後、吾妻溪谷周辺の自転車型トロッコであったり、レンタサイクルであったり、ほかの事業も進められればとは思いますが、そういうところの受け付けに使いたいというふうを考えてございます。

そのほか、今現在、大広間があったり、小会議室みたいなものもあるんですけれども、そこにつきましては地元の方の集会所施設としてはもちろん申請等いただければ、そのまま使っ

ていただくというふうな形で考えてございますし、また、そのほかの町民の方が利用いただけるようであれば、現在、各出張所等でも貸し館みたいなのがございますけれども、そういうものと同じような、中央公民館であったり、東地区にあります農村環境改善センター、あちらみたいに地元の人、また町民の方が使っていただくときには、町長の認める範囲で無料で貸し出しができるような形がとれればというふうに考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） この施設設置管理条例として運営していくに当たりまして、一番は自転車型トロツコの駅舎利用ですか、あるいはレンタサイクルのようなものをもし町としてするとすれば、そういったものの発着ということになるかと思えますけれども。いずれにしろお客様が一気にそこに押し寄せてというような人の集まりではなく、むしろ1日の主に昼間、お客様が入り、観光しいで次々に出たり入ったりしながらというような場所になるかと思うんですけれども、そういったところで例えば専門的な方たちが移動販売という形で来たとしても、一気に商品が売れていくということはなかなか難しい。1日8時間営業して何ぼというようなことになるかと思えますけれども、群馬県の現在の最低賃金はお幾らでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 暫時休憩します。

（午前11時17分）

○議長（須崎幸一君） 再開します。

（午前11時20分）

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えいたします。

809円になってございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 時間給で809円ということだそうですが、普通に考えてみて、一生懸命働いて809円というような金額の中で、例えばここで松谷集会所のそうした利用料が1時間500円となりますと、かなりその金額というのは大きいような気がするんですね。特に、移動販売で来たとして1日8時間そこへ滞留せざるを得ないような商いの中で、1時間ごとに500円が刻まれてしまうというのは、なかなかこれはにぎやかさを求めるというような、そういったことに対してちょっと金額が大き過ぎるような気がするのですが、この辺はいかがお考えですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えいたします。

議員申されるとおりでございますが、あくまでも営利目的者についてこのような設定をさせていただきました。使用料金の設定については、町のほうにあります中央公民館であったり、東地区にあります農村環境改善センターで営利目的というか、使用する際の利用料金等と比較させてもらって、このような設定にさせてもらってございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 例えば非常に大きい商いであるならばこの金額でもいいような気がしますけれども、そこへ行ってちょっと一商売しようと思った軽い気持ちの中ではなかなか難しい。まして、たとえば私が一番ここをこんなふうにご利用されたいなと思うものには、趣味のものの発表、そして地域の人との交流というようなことで、地区の人あるいは地区外の、どちらかといえば都会から来て、こういうのあるんですよというようなことで皆さんに発表を兼ねたりして、そこで物品をできれば販売したいなと考えたようなとき、そうするとこれはもう500円はなかなかどうしても高過ぎる、というふうに考えます。

また、地域の方がここで農産物を売ろうということでそこに店出した場合も、ちょっとこの金額は高過ぎる。じゃ営利であるかないかということになりますと、商品を並べて値札を付けた瞬間に、これはもう営利とみなさざるを得ないんじゃないかというふうに考えると、ちょっといかがなものかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えいたします。

使用料金の設定につきましては、今後、その施設の利用の障害になるような設定であれば、先ほどから言っていました地域振興につながっていかないというふうに考えておりま

す。この後、この施設を管理する中で高過ぎてという言い方はないですけども、利用の障害になるようであれば、十分に検討していかななくてはならないものなのかなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） そうすると、今の課長のお話しの中から私がこうあってほしいと思ってくみ取る言い方で言えば、最大500円は取るけど、それ以下でもいいのだというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 利用申請が出た時点で、きちんとかういうことでいうことで、そのときに利用料金もお示しをさせてもらうような形の書類をつくっていききたいなというふうには考えております。

設管条例でございます、普通にという言い方はないんですけども、営利目的であそこで商売をされる、商売といっても、先ほど言われました農産物を売るとか、そういうのではなくて、よその方が来て商売をする、これについては設管条例できちんと1時間500円ということとで取っていききたいというふうに思っています。

先ほど言わせてもらったのは、今後、例えば地元の方というような今お話しありましたけれども、そういう方々が使うに当たって使用料金の設定に障害があることでありましたら、これについてはきちんと、こういう方も利用したいんだというふうな形でいろいろ話が出てくると思います。また、うちのほうとしては、そこに多くのお客さんが集まってくるような、自転車型トロッコについてもそういうふうな、そういうような地域振興になってございます。多くの方が集まってくれば多くのものが売れたりするわけで、移動販売の方も来てくれたりもするんだと思うんですけども、私どもとしましては、1時間500円という設管条例に基づいた料金については、1時間500円でいただかななくてはならないわけでございますが、地域振興だとかそういうものにつながるものについては、その前の条項にございますが、使用料の減額とか免除というのがあるものだというふうに考えてございますし、地域振興につながるものであればそういうふうにしていってもよいかということで起案をつないでいきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） では、営利目的で来る人と趣味である人をどこでどういうふうに区別するのかということが難しくなってくるのではないのかということと、それから、同じ庭

のところだとこ焼き屋の人からは規定料を目いっぱい取って、そしてその隣で趣味の手作業の園芸品といいですか、手づくりのものを売っている人からは幾らということでは、そのときの方が今度は持たなくなってしまうのではないかなと思いますが、そういったことはいかがですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 議員申されるような形で、同じ庭でたこ焼き屋さんを手芸を売る方と違ってくるのではないかというふうなことで、もちろん上がりが少なくなるわけだから、そこから1時間500円取るのは高いというふうな意見かというふうに思います。私ども貸し出しをするに当たっては、利用目的等々も記載いただいて、その中で利用料金については幾らになりますよということでお話をしていきたいなというふうに考えております。

また、今後、ここを利用してもらう方の利用目的だとか利用内容、こういうことだと利用しづらいよとか、そういう話は、これを運営する中でいろんな意見をいただけるものと思っています。そのいろんな意見をいただきながら、利用料金についてはしっかり検討していきたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） そうすれば、これに関して規則なり要綱をつくって、そして利用料金といったものも好ましい形で定めていくということによろしいですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えいたします。

今議員申されますとおり、第9条のところにございます管理運営に関して必要な事項については、また規則できちんと誰がやっても同じふうな業種がとれるように定めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ぜひ運用するに当たっては、不公平感というものがないように、そして誰もが利用がしやすいように、ぜひそのところをご留意いただいて、規則、要綱を定めていって、できれば私たちもそういったことをあらかじめお伝えいただけるならばありがたいかなと思うんですが、その辺はお約束ができるでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 先ほどから答弁させてもらっていますが、利用いただく中で利用者の方からいろんな意見をいただくといいと思います。いっぱい利用していただければ

助かるというふうに思っていますし、そういういろんな利用してくれる方からの意見をしっかり取り組みながら、きちんと検討を進めて、こういうふうにご利用料金の細則みたいなのがもし決まるときになれば、必ずお伝えをしたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 最後に、1点お伺いしたいんですけれども、道の駅あがつま峡においては、移動販売等がなかなか行いづらい、都市公園という性質上。そうすると、ここの利用が案外見込まれる、あるいはこういうことをすることによって、課長が最初におっしゃったように、にぎやかさが期待できるというふうに考えますので、その辺のこともご留意いただいて、規則、それから要綱等をつくって、運営もそういったことでやっていっていただきたいという、これは要望です。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） この地域につきましては、ふれあい大橋、町道5284号線です、それを挟んで吾妻川の右岸と左岸で、右岸には道の駅がございます。左岸に松谷集会所がございます。一体としてお客さんが来てくれる、そういう場になってくれれば、地域振興につながるのかなというふうに思って事務を進めております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 根津議員よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ただいま根津議員からの質問ありましたがけれども、ちょっとかぶってしまいますけれども質問させていただきます。

この条例については、使用料の第8条で松谷集会所を1時間500円ということでございます。課長の先ほどの答弁を聞いた中では、今後、こういったような形で活用しながらさまざまな地元の意見だとか、そういったものを集約して、また何か要綱みたいのをつくるようなことをおっしゃっていましたがけれども、この条例を見ますと、8条では使用料金の条例になっています。そして第9条においては、この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関して必要な事項を規則で定めるというふうに書いてあります。

そうすると、使用料そのものはもう1時間当たり500円ということで確定するこの条例だと私は認識しておりますけれども、間違いありませんか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えいたします。

この条例では1時間500円という条例になってございます。先ほど申し上げた中でちょっと言葉足らずの点もありましたが、条例も改めていくというか、使用料金をきちんとまた検討して……。すみません、条例の定める管理運営の申請というか、そういうものを定めてございまして、利用料金については1時間500円という条例を定めさせていただきたいというふうに思っております。

今後についての管理運営上、申請があって利用する方々から、この料金設定が障害になるというふうな意見だとか、いろんな意見を聞いて運営をしていく中で、この料金の設定をまた皆様方にお諮りするときに来るのかなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そうなんです、この議案第6号につきましては、使用料については500円という形で、これを議会で可決すれば確定する、こういった条例だというふうに思います。私も根津議員がおっしゃったように、ちょっと高いんじゃないかというふうに思います。基本的には半日500円だとか、1日高くても1,000円かなと。課長が言う理由、この集会所の周り、屋内外ともということにぎわいというような発言をされたんだと思うんですけども、にぎわいというと、やはり地元の直売所または手づくりのまんじゅうだとか、お菓子だとか、そういったものを地元の人を中心に、または地元でなくても町内外で販売したいなという事業者ないし個人、そういった者が進んで参加できる料金設定というのが必要ではないのかなというふうに感じられます。

そういった意味では、私も本業以外のちょっとまんじゅうなんかもやらせていただいておりますけれども、やはり1時間500円という設定のところにはまず行きません。そういう意味では、にぎわいがどれだけ可能性があるのかというのは非常に難しいというふうに感じる条例であるというふうに思います。こういった中で少し幅があるような料金設定であればいいのかなと思うんですが、この条例ですと、もうここで可決しますと1時間500円というのが決まってしまう、そういう条例なんです。

そして、第9条においては管理運営に関して必要なことということでいろんなことが想定されるんだと思うんです。要するに、どこで線を引くかとか、そういった要綱というのは多分、説明聞いているとまだできていないのかなというふうに感じられますけれども、どちらにしても4月1日から実施するわけですから、それらもやはり本来であればこの議会で、ど

んなような形になるのかということをお示しにならないと、なかなか1時間500円というのは、私は高過ぎるというふうに思います。

ですから、条例全体的な意味合いとすれば、こういうことを行うということは悪いことではないし、試みることも非常にいいことだとは思いますが、しかし、やはり1時間500円という設定というのは高過ぎるというふうに私は思いますし、ここで我々が採決で可決すると、1時間500円ですよと言わざるを得ない、おまけしますよなんて絶対言えません。そういったことですので、慎重にここは臨まなければいけないというふうに、私はちょっと今感じているところです。

そこで、何が言いたいかというと、ちょっと高過ぎるんじゃないか。ここで安くしろとか、云々という議論にはならないと思いますので、この500円に対してこれでいくのかいかないのか、そういった条例だというふうに私は感じておりますので、再度申し上げて、質問らしい質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えします。

1時間500円の設定については、先ほどからの繰り返しになって申しわけございませんが、中央公民館なり、農村環境改善センターの料金を見て設定させていただきました。議員もおっしゃられるとおり、この条例の使用料は1時間500円ということでございます。また、使用料の減免、免除というのは、その前の項目にございますが、それについてもどういうものについて免除できるかということについては、こちらには書いてございませんので、当課においては、地域振興、観光振興を軸に考えて仕事を進めておる課でございます。ここが皆さんに利用されて地域振興につながるような施設になることを考えまして、この条例を提案させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

いろんな方々にたくさん利用していただく、そういった考え方というのがどこにあるのかという説明をもう一度お聞きしたいと思いますが、それにしても、そういった参加をしたいという事業者なり個人から1時間500円を取って商売をする、そういった気持ちになるような施設または環境を整える、そういったものが非常に大事なというふうに感じておりますけれども、今時点、この書類上で課長からさまざまな環境、要するにこれから整備が

必要なだと思います。そういった意味では、そういった環境が示されない、どのようににぎわせるのか、そういったような説明もいただけないわけですよね。いろんな要綱等もこれからつくるということの中で、ただ単に1時間500円を徴収するといった条例、ここで我々は採決に臨まなければいけないというふうに判断せざるを得ない。

私は、ちょっと高いんではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 回答はいいですか。ほかにございませんか。

14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） お伺いします。

今まで500円を徴収して貸したこと、どんなことに貸したのか。また、ほかの施設に準じて500円にしたということでもありますので、ほかの施設で500円で貸した案件はどれだか。

また、天狗の湯やコンベンションホールでフリーマーケットとかやります。そういうときにはどうしたのか、お伺いします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お答えします。

公民館等で舶来品を販売したような実績があると聞いているんですが、生活改善室であったり、相談室であったりを朝9時から夜の9時までの間使用した場合に6,590円というふうな料金設定になってございます。

また、コンベンションホールの貸し館について、ちょっと不勉強で申しわけありません。農村環境改善センターにつきましては、多目的ホールが1時間当たり1,000円、そのほかについては1時間当たり900円ということで料金設定がございます。その辺を参考にさせてもらいました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 今の既存の施設の中で、この500円ではなく、町長判断によるという文章も入っております。そういう中で、手づくりのものを売ったり何だり、そういうときの使用料はどうだったでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 今の質問でございますが、その点については確認をしてございません。大変申しわけございません。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 青柳議員よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（須崎幸一君） 2 番、7 番、8 番、9 番、11 番、12 番、13 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 7 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第 4、議案第 7 号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 6 月 4 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願

ます。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第8号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第6、議案第9号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第7、議案第10号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第8、議案第11号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第3号 令和元年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第4号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第12号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 質問させていただきます。

この契約金額2,948万円、契約方法、随意契約ということでございます。間違いはございませんか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 間違いはありません。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

続いて、前も少し触れたと思うんですけども、3者見積もりということでございます。温井自動車工業株式会社、佐藤工業所、モリタということで、前回も触れさせていただきました。温井、佐藤両者ともモリタから自動車は仕入れて装備している。ある意味、メーカーとディーラー、これが合わさって指名されている。それはいかがなものかということでお尋ねさせていただいて、そして入札審査会にも多分かかっているんだと思うんですが、その後の結果として、モリタがまた入っている。入っているから悪いという話じゃないんですけども、どのような話になったのでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　昨年の6月定例会におきましても竹渕議員のご質問がございました。そしてまたことし、ポンプ車購入ということで、入札審査会におきましては、原課は総務課であります。前年3者で、ことしもまた消防ポンプ自動車という特殊性を踏まえ、前年と同じ3者を入札審査会に諮りました。去年も意見が出ているので、今後についてはということで入札審査会に諮ったんですが、特に県内2者である佐藤工業所と温井自動車はいいんですが、モリタさんについてはメーカーということで県外ですよということで去年も指摘ありましたが、審査会の届けにおきましては、特に不備があるわけではなく、排除する理由が特に見当たらないということで、また今年度も3者による見積もり合わせをさせていただきました。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

特に不備はないというようなことだと思います。しかしながら、前回もちょっと述べさせていただきましたけれども、搭載車については、例えば温井さん、ポンプ自動車については佐藤工業所でもうすみ分けができているというような過去の経緯を見ると、どうしているかはわかりませんが、そういうような状況。そして、メーカーであるモリタさん、このメーカーというのは一番金額的に努力ができる企業だというふうに私は思っておりますけれども、毎回、毎回2番か3番、1番は絶対とらないような状況が見えているという中で、県内で3者見積もりが望ましいというのは、当然私も承知しているところでありますけれども、県内業者2者という流れの中で、特殊車両でございます、そういった中で2者見積もりでも問題はないのではないかということも申し上げさせていただいたと思いますけれども、そういった意味で、きちとした指示が伝わったのかどうかわかりませんが、当然、厳正

なる見積もり合わせが行われているというふうに信じているわけでありますけれども、いま一度そういったものをやはり検討するということは必要ではないかなと。

要するに、違法とか、法的にどうのこうのではなくて、やはり姿勢そのもの、要するに仕入れ先と一緒に入札に応ずるということはいかなるものかなというふうに思いますので、いま一度検討する余地があるのかどうか、ちょっとご答弁いただけますか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 以前からご指摘をいただいた部分でございます。確かにこの3者によります見積もり合わせで事例が偏っているというご指摘もございます。今後につきましては、そういったことは結果としてあるわけなので、入札審査会等でもう一度協議をして、もともとのあり方等を考えて今後は実施していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩を取ります。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時00分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

休憩前に続き会議を進めてまいります。

（午後 1時00分）

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第14号 工事請負契約の変更締結について（岩島小学校空調設備設置工事）を議題といたします。

本件については、去る6月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第15号 工事請負契約の変更締結について（坂上小学校空調設備設置工事）を議題といたします。

本件については、去る 6 月 4 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（須崎幸一君） 日程第16、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情 2 号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情 3 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の計 2 件を一括議題とします。

本 2 件については、去る 6 月 4 日に総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

9 番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、陳情 2 号、3 号の審査結果についてご報告

いたします。

6月4日、本議会において総務建設常任委員会にその審査を付託されました陳情2号、3号についてであります。両陳情とも同様の内容であるため、一括して6月5日の当委員会におきまして、説明員欠席の中審査を行いました。

本陳情の内容は、趣旨には賛同できるが、広く国家的な問題であるとの意見などがあり、慎重な審査の結果、陳情2号、3号について賛成多数で趣旨採択にすべきものと決しました。

本会議におかれましても同様にお取り計らいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

最初に、陳情2号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情3号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎発委第４号の説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第17、発委第４号 意見書の提出について（新たな過疎対策法の制定に関する意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長。

９番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、発委第４号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別法が令和元年３月末に失効することから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化されるよう国会等へ要請活動を行っている全国過疎地域自立促進連盟群馬県支部から、新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について依頼がございました。

当町も、国の過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域としてのその指定を受け、道路、公園整備などに多くの成果を上げてきました。例えば現在までに過疎対策事業債を使い約18億4,000万円の事業を実施し、うち約12億4,000万円が交付税措置され、町は５億円の負担で済んでいることなどであります。合併特例債の限度額も迫る中、当該法の失効は過疎地域としての当町にもその弊害が予想されます。

これらの議論を踏まえ、また企画課長にも説明をいただきまして、６月６日の総務建設常任委員会で審議を行ったところ、現行制度の存続、また新たな立法により過疎地域の一層の発展がもたらされるよう、全会一致で意見書を提出することに決しましたので、議員各位におかれましてもご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎委員会報告について

○議長（須崎幸一君） 日程第18、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、今定例会における総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

今回の委員会は、議会構成も変わり、新たな委員で開会された初めての委員会となり、6月5日に町長、副町長の出席をいただき、町政全般にわたる質疑を皮切りに、総務、企画、まちづくり推進、農林、建設、上下水道、会計、税務、各担当課長出席のもと、それぞれ所管事務調査及び付託された陳情また意見書審査を実施しました。

各委員からは活発な質疑、提案が行われ、執行部各課長からも丁寧な説明、答弁をいただ

き、主な内容としては、行政組織図における議会の位置づけについてや、環境美化補助金の周知、畜産ふん尿処理の問題点、公共交通とスクールバスのあり方をスピード感を持って議論、答えを出すべきなどの意見や質問がありました。

また、新巻地区にある清瀧城ゴルフ場跡地の民間による太陽光発電施設建設に伴い、豪雨などによる土砂災害の危険性が指摘されていることから、委員会として今後現地視察を行うことなどを決めました。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 次に、文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 第2回定例会中の文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

会期中、6月5日、6日の2日間の日程で教育委員会、町民課、保健福祉課の所掌事務調査を行い、町長、副町長にお越しいただき、行政全般の意見交換を行いました。

本委員会として、第2期子ども・子育て支援計画策定に当たって関心を持って見守っていくこと、スクールバス運行の今後について、広い視野の中で議論が必要であること、吾妻東部衛生施設組合に関して焼却炉の耐用、最終処分場の今後について動向を注視していくこと、地域医療の水準維持・向上のため、関係機関の視察などを行いながら議論を深めていくことなどが確認されました。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 続いて、議会運営委員会。

議会運営委員長。

11番、佐藤議員。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、議会運営委員会の委員会報告をいたします。

去る5月27日月曜日、午前10時より副町長、総務課長、企画課長の出席のもと委員会を開き、6月議会の会期日程等を決定、委員会報告については委員長判断であるが、原則的に報告することといたしました。

その後、特別委員会の設置協議を行い、行財政改革、ハッ場ダム及び地域開発、議会広報の3特別委員会設置を決定いたしました。

また、5月30日、6月10日の議員全員協議会での説明のとおり、議会報告会については11月5日から11月9日の日程で行います。

高校生議会、中学生議会についても、実施する方向で今後日程を詰め、決まり次第、報告いたします。

また、委員長からの提案で、1、女性議員の出産休暇、議員の育児休暇条例の制定、2、議会基本条例第2条第4項の削除。3、平成19年に決めた議員報酬5%カット及び平成20年に決めた期末手当の役職加算20%を廃止したものをもとに戻す。4、議会の本会議をYouTubeに公開する。5、議会改革や政策サポーター制度等を導入している長野県飯綱町や、昨年来られた福島県の只見町の視察等を今後、調査研究していくことが承認されました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 続きまして、行財政改革特別委員会。

行財政改革特別委員長。

14番、青柳議員。

（行財政改革特別委員長 青柳はるみ君 登壇）

○行財政改革特別委員長（青柳はるみ君） それでは、行財政改革特別委員会の報告をいたします。

7人で構成された初めての委員会が開かれました。行財政改革に関する調査では、待望の総合窓口ができたことと、公共投資が多い平成30年度だったが、有利な起債を使ったという報告を受けました。

特別会計では上下水道が企業債を平準化債に切りかえて長期的に返済していくことで負担を軽くすることについて説明を受けました。財政計画で示した合併債が限度額に近づいているが、地方債の有利なものがない中、公共施設改修に補助が使えるものを研究されたいとしました。

過疎債が令和3年3月で切れることから、事業を絞り、財源について研究していく必要がある。9月には決算が出るので調査していくこととしました。

地域公共交通問題に関することが新しく加わりましたが、補助金の切れる関係でスピードを持って審議すべきと進言されました。

町有施設の活用に関する調査では、町の方向性を見て委員会から進言していくこととしました。

地域公共交通問題に関して審議することが決まった以上、町の審議会に出なければ進行状況がわからないため、審議会に参加することを委員に諮ったところ、賛同を得ましたので、

審議会の1人として参加の許可を得よう議長に申し入れました。

以上、行財政改革特別委員会の報告を終わります。

○議長（須崎幸一君） 続いて、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会。

ハッ場ダム及び地域開発特別委員長。

7番、里見議員。

（ハッ場ダム及び地域開発特別委員長 里見武男君 登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発特別委員長（里見武男君） それでは、会期中のハッ場ダム及び地域開発特別委員会の報告をいたします。

新たなメンバーでの委員会構成となり、心機一転、委員会活動を行いたいと思います。

6月10日に特別委員会を開催し、国交省ハッ場ダム工事事務所長の朝田所長初め、職員の皆様、群馬県ハッ場ダム水源地域対策事務所、須田所長初め、職員の皆様、そして町より中澤町長初め、職員の皆様により、3月の定例会以降の進捗の報告があり、その後、上信自動車道建設事務所の諸田所長ほか職員を招き、上信自動車道の進捗状況の報告を受けました。

ハッ場関連では、高さ116メートルのダムのコンクリート打設が完了しました。今現在は上段通路の転落防止柵の据えつけ工事中であります。ダム管理棟も建設が終わり、内装工事もほぼ終了したとのことです。

大柏木のプラントヤードでは、地上より3メートル下より上部は全て構造物は撤去し、造成して、秋ごろまでに完成して来春早々、財務局に引き継ぐとのことです。

大柏木トンネルでは、昨年、消火設備用地下水調査も終わり、湧水量も多く確認でき、今後、トンネル内の消火設備を発注するとのことです。コンベアは既に撤去が完了し、型枠コンクリートの打設工事中です。

JR廃線敷では、町の単独事業として転落防止柵の設置工事を行っております。吾妻ふれあい公園での平成30年度の利用状況では、天狗の湯が10万1,671人、直売所では31万6,850人で、いずれも昨年を上回っているとのことです。

上信自動車道については、祖母島箱島バイパスが今年度末に完成するような説明がありました。

以上、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会の報告を終わります。

○議長（須崎幸一君） 議会広報特別委員会。

議会広報特別委員長。

13番、樹下議員。

(議会広報特別委員長 樹下啓示君 登壇)

○議会広報特別委員長(樹下啓示君) それでは、議会広報特別委員会から報告をさせていただきます。

報告というよりはお願いになろうかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

去る6月10日に新議員さん4名も加わっていただきまして、第1回の委員会を開催いたしました。昭和52年発行という大変歴史のある議会だよりでありまして、引き続き発行していくという方向で相談をさせていただきました。

そんな中で、表紙等の字体を少し変えてみたらどうかというような意見も出されましたので、変える方向に進ませていただきたいと思いますので、ご承知おきをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

なお、一般質問の質問をされる議員さんをお願いですけれども、申し合わせ事項で700字程度に要約したものを各担当者に提出するというような申し合わせ事項がありますので、その辺もぜひそういった形でお願いできたらと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、定例会本会議で委員会報告をしたものにつきましては、300字程度で提出をいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

報告というよりもお願いになりましたけれども、以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長(須崎幸一君) 以上で各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(須崎幸一君) 日程第19、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査(調査)事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査(調査)事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第20、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、12番、根津光儀議員。

12番、根津議員。

（12番 根津光儀君 登壇）

○12番（根津光儀君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従って中澤町長にご質問いたします。

暮らしやすい町づくりについてということで質問してまいりたいと思います。

第1次総合計画、第2次総合計画は、ともに「住民が誇りを持って暮らすまち」をテーマに掲げています。このまちで毎日生活をしている人、このまちから出勤し、戻って眠る人、このまちで休日を過ごしくつろぐ人、そうした目線で話を進めていきたいと思います。

戦後、日本の構造問題として、多くの町村が苦しんでいる少子高齢化と都市への人口集中ではありますが、我が町に住み続けることを選んでこのまちに暮らし続ける皆さんとともに考え、行動することが暮らしやすい町づくりの第一歩だと思います。町内の多くの皆様とお話をする中に、町政に反映させることができたらいいなと思うことがたくさんあります。言い換えれば、町長にお伝えして取り入れてほしいことです。その一つ一つは素朴な個人の願いであり、なるほどと思うようなアイデアなどがあります。暮らしやすいまちをつくっていくためには、その思いを受け入れ、町の人たちと協力し合っていかなければなりません。この町で暮らす人たちにとって、電車やバスなどの公共交通の維持は極めて重要な事柄です。

具体的に話を進めていきたいと思います。

1、バス路線の維持についてどのように考えていますか。

2、鉄道利用促進のためにＪＲ各駅駐車場の月決め契約料を無料にすべきと考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

3、自動車運転免許証を自主返納した人に対して電動シニアカーの普及を進めていくべきと考えますが、町長として取り組んでいく考えはありますか。

次に、この町に住み続けることを選んでくれた若い生活者の人生において、子供を産み育てることは最も大切な課題です。子育て環境を整えていくことは行政の最も大切な仕事です。そこで、岩島地区の学童保育開設について急ぐべきと考えますが、どうなっていますか。

2、仮に次年度開設と考えているのであれば、地域おこし協力隊の活用はいかがでしょうか。

以上を１次質問といたしまして、以後、自席にて、引き続き暮らしやすい町づくりをテーマに、東吾妻町に暮らす人は何を求めているかについて中澤町長と意見を交わしていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

交通について、１点目のバス路線の維持についてどのように考えているかについてでございますが、第２次総合計画の策定に際して実施をいたしました町民アンケート調査の結果を踏まえ、本町の主要課題である人口減少社会や上信自動車道の開通へ対応すべく、今回より施策分野の枠組みを超えた総合的かつ横断的な向こう５カ年間の取り組みを重点施策と決めました。

この中で、重点施策１、生涯にわたる健やかで快適な暮らしを支えるというメニューの中に、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を掲げました。これは本町の路線バス、福祉バス、スクールバスとＪＲ吾妻線を合わせた総合的な視点による地域公共交通の活性化や再編を図り、持続的な公共交通体系の維持を目指していくものであります。

この基本方針に沿って路線バスとスクールバスの連携の方策の検討を中心に、利便性の高い、効率的で持続可能な再構築を進めてまいります。

２点目の鉄道利用促進のためにＪＲ各駅駐車場の月決め契約料を無料にすべきと考えますが、町長の考えはいかがですかについてでございますが、東吾妻町管内にはＪＲの駅が群馬

原町、郷原、矢倉、岩島の4駅ございます。矢倉を除く各駅にはそれぞれ定期駐車場及び臨時駐車場が整備されております。特に群馬原町駅は利用状況も他の駅より多いため、南北両側に駐車場を整備しております。群馬原町駅北側駐車場は、定期駐車場23台、臨時駐車場9台、観光バス2台を整備し、定期駐車場12カ所を利用中でございます。駐車料金は3,800円でございます。群馬原町駅南側駐車場は定期駐車場26台、臨時駐車場3台、商工会5台を整備し、定期駐車場11カ所を利用中でございます。駐車料金は3,800円でございます。

郷原駅駐車場は、定期駐車場13台、臨時駐車場2台を整備し、定期駐車場5カ所を利用中でございます。駐車料金は2,100円であります。

岩島駅駐車場は、定期駐車場8台、臨時駐車場5台を整備し、定期駐車場4台を利用中でございます。駐車料金は1,500円であります。

各駐車場ごとに利用状況は変わりますが、定期駐車場については40から50%の利用率となっております。現在の利用者の内訳は通勤24名、通学8名となっております。現在の定期駐車場は半分程度の利用状況でありますので、常に半分は空いている状況でございます。議員ご指摘のとおり、昨今のJR利用状況は悪化しておりますので、受益者負担をある程度は負担していただきたいところでございますが、JRの利用率向上のため全て無償化とし、駅前駐車場は全て自由に利用できるよう検討してまいりたいと思います。

3点目の自動車運転免許証を自主返納した人に対して電動シニアカーの普及を進めていくべきと考えますが、町長として取り組んでいく考えはありますかについてでございますが、平成24年度から施行されております運転免許証自主返納支援事業につきまして、返納者の方への支援は東吾妻町共通商品券またはバスカードのいずれかを交付する内容となっております。免許を返納された方の交通手段の確保が課題であり、シニアカーにつきましては高齢者の方の有効な交通手段の一つとして考えられますが、しかし一方で、シニアカーは道路交通法上では歩行者扱いとなり、歩道を通行することとなっております。

全国の事案では、歩行者との衝突事故や急な坂道での転倒事故も発生しております。歩行者等が安全に通行できる生活道路の歩道整備も必要と考えられ、今後、整備については関係課とも十分相談していきたい。そして、返納者支援の充実についても継続して検討していきたいと考えております。

子育て支援について、1点目の岩島地区の学童保育施設について急ぐべきと考えますが、どうなっていますかについてでございますが、議員ご承知のとおり、現在、町内には4カ所の学童保育所がございます。あづま児童クラブとさかうえ児童クラブは町が設置運営をいた

しておりますが、太田地区の学童保育所ジャンケンポンはNPO法人ピースワークが、原町地区の原町こどもクラブは個人の方がそれぞれ設置運営をされております。平成27年度から今年度までの5カ年間で計画期間といたしました東吾妻町子ども・子育て支援事業計画において、平成30年度には町内に放課後児童クラブの設置数を5カ所とする整備計画が作成されておりますが、現状、その数には達しておりません。

そのような中、本年3月4日には岩島地区に学童保育施設設立を求める嘆願書が、三島にお住まいの角田正江さんを代表者として、岩島地区の方を中心とした223名分の署名を添えて町に提出されました。嘆願項目といたしましては、岩島地区に夏休みなど短期希望の方も利用できる学童保育施設を設置すること、また、可能ならば旧保育所もしくは旧岩島中学校（現地域振興センター）の2階図書室及び購買室を学童保育場所として利用を希望するという内容でございました。東吾妻町第2次総合計画におきまして子育て支援の充実は重要な基本施策の一つでございますので、岩島地区に学童保育所を早期に設置するための準備をするよう担当課に指示をいたしましたところでございます。

また、開設場所でございますが、子供たちの移動や管理上の問題を総合的に判断いたしますと、旧岩島保育所の建物を使用することが最適であろうと考えております。

2点目の仮に次年度開設と考えているのであれば、地域おこし協力隊の活用はいかがか、についてでございますが、現時点では、設置や運営を町が行うのか、あるいはNPO法人や個人に行っていただくのか、また具体的な開設時期をいつにするのか等明確になっておりませんが、議員ご質問の地域おこし協力隊の活用も踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

私が質問趣意書を作成しているときに考えていた状況よりも、町長はずっと前向きに取り組んでくださりそうなので、その件は一つ安心いたしましたけれども、バス路線の維持については、特に現在スクールバスとの混乗のことであるとか、非常に広範囲に考えないといけないこともございます。ですので、先ほど委員会報告で申し上げましたように、広い視野の中で検討していかないとならないことだとは思っております。

それにしても現在の4路線をきっちりとこれを定期的バスとして維持していただきたいというのが、私を初め多くの町民の願いだと思います。乗車率が低いということがございます

けれども、使いやすくするには、あるいは乗車率を上げていくのにはどうしたらいいだろうかということを考えていくことが非常に大切だと思います。

鉄道の話にだんだん移ってしまいますけれども、ＪＲの存続についてＪＲ高崎支社あるいは本社のほうへ、上級の役所を頼りながら、それから県会議員さん、国会議員さんを頼りながら陳情活動するのも大切なんですけれども、まず私たちの町として何ができるかということを考えていくことが、この乗車率の向上、そして鉄道の存続、バス路線の存続というものにつながっていくのだと思います。使いやすい形になっていくのが乗車率の向上なんだと思います。

町長、駅の駐車場について詳しい数字を挙げてご説明いただきましたけれども、私が実際に訪れて、ここが幾つ、ここが幾つというようなことで勘定してみましたところ、原町駅北で50%でした、私が数えたときは。郷原駅が33%でした。原町駅北、駅南の駐車場について、そのとき気づいた点がありますのでお伝えしておきたいと思います。町長のほうでは定期23、臨時9というふうにおっしゃいましたが、実際に行って調べてみますと臨時区画と表示がしてある場所が8、それから定期区画とあるものが7、定期区画で名前がついている、契約がされているものが12、不明が実に5つありました。これは札がついていないんですね。

それから、観光バスの部分だと思うんですけども、大きい枠でありましたけれども、表示はありませんでした。こういったところへ表示をきちんとつけていただく、それから臨時、定期の駐車する場所についてきちんと区分けをしていただきたい。特に名前がついて契約されているものが飛び飛びになっているんですね、契約をして成立してそのまま継続していますから、契約を途中でやめた方、解除になった人のところはその場所が空きになっているんです。だから、例えばお客様が使いやすいように、より駅側のほうに定期のものを詰めていく、そして臨時、どなたでもフリーに使える部分をその外側にまとめていくというようなことをしたほうが、利用がしやすい。

そんなことがありますので、この不明を含めて区画のきちんとした整理をお願いしたいですけれども、町長のお返事をいただければ。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 区画の表示ということでございますが、重要なことであるというふうに思っております。しかし、今後は全て自由駐車場にいたしますので、その場合に、どういった区画で行うのか、あるいは申し込みを受けて専用駐車場にするのか、全てフリー駐車場にするのか、そういうようなことを含めまして今後検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） そうですね、私がイメージしている中で言うと、今まで契約してくださった方からは、今後無償化になりますよということで、でも定期でずっと使っていただくということで町に届けていただいて、そして場所をこちら側というふうに指定してお名前はつけておいたほうがいいかと思う。そのほかはフリーということで運用されたいかがかなというふうに思います。

この駐車場なんですけれども、こういったところを例えば電動シニアカーなどのものも置けるような場所があったらいいな、バス停にしても同じようにそういった区画がされると利用しやすいのかなと思いますけれども、そういったことはいかがでしょうか。考えていただけますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、今後、状況等も把握をいたしまして検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） さて、電動シニアカーなんですけれども、これは正しくは電動車椅子という区分で歩行者であるということなんだそうです。町長のおっしゃるとおりではありませんけれども、私、質問の中で、免許証を自主返納した人に対してというような質問の仕方をしましたけれども、それにこだわらずにちょっと議論していけたらなと思います。

この町の安全で暮らしやすい町づくりという総合計画の中の実施の部分があると思うんですけれども、この中で町道の整備をやっていくハードの整備の計画がございます。これはむろん建設課を中心にやっていく事業だと思いますけれども、現在、私が町長にお伝えしておきたいと思うことが一つあります。それは既設道の補修ですけれども、これが最近、非常に技術が上がってきて、そして私たちが気づくと、大体あれと思う間もなく、こちらから要望する前に補修がされているというような状況が見てとれます。その辺、本当に職員の皆さんが頑張っているんだと思うんですね。

そういうことをまず頭に置いていただいて、町長、先ほど事故もあるんでないかというようなことをおっしゃいましたが、実は販売店さんに伺ってみました。販売店さんですから、でも機械のことについては非常によく知っている。重心が非常に低くて安定している。それで、ある販売店さんは、これまで20年以上扱ってきましたけれども、事故は今のところ1件だけでした。そして販売するときには必ず安全講習会を行い、そして保険の加入をお願いし

ているというようなことです。

町長は、積極的に進めていくとき町にとってどうなのかというようなことをご心配なのかなと思いますけれども、私は既設道路の補修を今のおりきっちり進めていく、それから新しい道路については歩道部分をきちんと確保するというようなことを行っていけば、このよく使われるE型の電動シニアカーは非常に価値があるもので、町が積極的に取り組んでいくことが高齢の皆さんの暮らしやすい町づくりの一助になっていくのではないかなと思うので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいんですけれども、もう一度その辺をお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 電動カートにつきましては、根津議員のお勧めの品だということでありまして、先ほども申し上げましたように、やはり歩道の整備されていない道路を通行する場合が一番危険性が多いんじゃないかというふうに私どもは捉えておりまして、そのような点から、今後も安全性というものをどの程度まで得られるかということも含めて考えてまいりたいと思います。

見たところ、これでいくと40万円ぐらいということでございますので、思ったよりちょっとするんですね。もうちょっと安いかなと思ったんですけれども。この場合補助をしてということでもありますけれども、今後、このようなカート等も実際に見させてもらって、また試乗なども行って、お年寄りが果たして安全に本当に今後も使えるということが確認できれば、そのようなことにもなろうかと思っております。今後とも前向きに捉えて検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたい。

価格の問題なんですけれども、37万7,000円ほどということだそうです。なかなか値引きはないようですね。まとめて買えばとかいろいろ考えてみましたが、どうなのでしょう。ただ、こういうことが考えられる、シェアですね。複数の人で1台を持つ、あるいは一度購入して、もう使わなくなって遊んでいるものをお互いに交換し合う、利用し合う、それをこちらへというようなことの仲立ちを町がするというのも一つの案かなと思いますけれども、そういうことも含めて考えていただけますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） シェアをするものもあるということでございます。そういうものも含めまして、今後これにつきましては検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） それから、道路の整備と安全対策ということをおっしゃいましたけれども、この後、他の議員が質問なさる項目かもしれませんが、緑の県民税の利用をして道路あるいは河川の部分、人が使う部分、それから山際の部分の整備、この町でも大分進んできました。こういうことを積極的に進めればいいのではないのかなというふうに思います。

それから、学童保育について1点申し上げておきたいなと思うことがあります。それは、どういう形であっても学童保育を進めていくときに、マンパワーということがあると思います。特に過去学校の先生をしていました、あるいは保育者であったという方であっても、年齢が増してくると、やはり体に対して大変な部分がありますので、その辺のところを補うためには、やっぱり若い世代、協力隊の人たちの力と、その人たちの発想を使って子供たちとの魅力ある町をつくっていただきたいと思いますけれども、そこについて町長のお考えがあったらお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 子育て支援のことです。

ある地区の駐在さんがこの新年度から奥さんとお子さんを連れて赴任してきて、東吾妻町の子育て支援、非常に充実しているので子育てしやすく助かるというふうな感想をいただいたそうでございます。つい先日、同じ駐在、太田の駐在さんが転勤されまして、奥様は何か役場に書類の手続に来たということでお話ししましたら、東吾妻町のときのこども園が素晴らしい、子育て支援の事業は充実しているなんていう話もしまして、子供さんが今度は小学校へ上がる時には太田小に入るなんて言っているというんですね。非常にうれしいことを言われておりました。

そのようなことで、子供を育てるなら東吾妻町というふうなことで取り組んでまいりましたので、これからも学童保育施設につきましても、町内全域の地区に設置をするように努めてまいりたいと思います。その点は、今、根津議員のおっしゃったように、教育関係の経験のある方々等のご支援もいただいて、本当に安全で、明るく、温かな、そういった学童保育所にしてまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 最後に1点だけお聞かせいただきたいです。

町長は、この岩島地区の学童保育について早期に開設していきたいというふうにおっしゃ

いましたが、いつぐらいのことを考えていますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） いつごろと、具体的にということではありますが、岩島の保育所の跡でございすけれども、学童保育所として整備する必要がある、手を入れる必要がありますので、そういうものを踏まえて、はっきりと時期は申し上げられませんが、早期に開設できるようにしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 予算措置も必要でしょう、ぜひそういったことで補正でもつけていただいて取り組んでいただければありがたいなと思います。そういったことで、できるだけ早くに開設していただきたい。そして子供たち、お母さんが安心して暮らせる暮らしやすいまちをつくっていただきたいということをお願い申し上げまして、一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を14時10分といたします。

（午後 2時00分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 佐 藤 聡 一 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、11番、佐藤聡一議員。

11番、佐藤聡一議員。

（11番 佐藤聡一君 登壇）

○11番（佐藤聡一君） それでは、議長の許可を得ましたので通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、森林環境譲与税及び吾妻線簡易Ｓｕｉｃａ改札機設置について、町長にお尋ねいたします。

平成26年度9月議会の一般質問の際、中之条町で計画しているバイオマス発電所に広域で応援し、雑木、竹、畜産から出るふん尿等を燃料として処理できれば、もっと環境によいのではないかという質問に対して、広域で検討してみたいとの回答がありましたが、中之条町のバイオマス発電所の計画もとまったままです。

また、平成21年に策定した東吾妻町バイオマスタウン構想の中にも同じような計画があります。昨年6月議会の一般質問の中で、町長の公約では森林・林業の再生・活性化により町の新たな基幹産業を生み出し、雇用の拡大を図るとし、森林環境譲与税を使い地元の業者に運賃の補助を行ったり、自伐型林業の検討を通して人材育成、担い手の確保を目指すとの回答でした。

今回、群馬県での自伐型林業の先進地であるみなかみ町で現状の状況を調査研究してきましたが、みなかみ町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込み、現在研修会を開き、7チームが活動をしているとのこと。しかし、仕事として成り立つには収入面でなかなか難しく、木を売れる製品にすることに大変さがあるとの説明がありました。

また、みなかみ町の森林環境譲与税の利用を聞きましたが、とりあえず基金に積んで、利用はゆっくり考えていきたいとのことでした。その中で、みなかみ町では中野区との交流があり、中野区の税を利用する方法もあるとのアドバイスがありました。調べると、世田谷区と川場村、板橋区と日光市、足立区と友好都市との交流事例があり、当町でも杉並区との交流があります。

当町では、森林環境譲与税は令和元年から令和3年まで1,124万6,000円、その後上がり、令和15年以降には3,787万9,000円という試算が出ております。杉並区でも令和元年から令和3年まで2,130万531円、令和15年以降には7,188万9,293円という試算が出ております。都会では森林環境譲与税の利用の方法がなかなかないと思われますので、当町との連携は十分考えられると思います。ぐんま緑の県民税も使いながら、森林・林業の再生・活性化により町の新たな基幹産業を生み出し、雇用の拡大を図ったり、バイオマスタウン構想を進めてはどうですか、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目は、吾妻線簡易Ｓｕｉｃａ改札機設置についてです。

ことは4月1日から6月30日までプレＤＣが始まり、3回にわたり群馬デスティネーションキャンペーンが市町村とＪＲが一体となった大型観光キャンペーンとして行われますが、

そうすると電車の利用者がふえると思われます。しかし、現状では、都市部から来られた S u i c a 利用者は吾妻線では中之条駅、長野原草津口駅、万座鹿沢口駅のみ利用でき、原町駅、郷原駅、岩島駅等は S u i c a の利用ができません。J R のホームページには、今後も順次利用可能駅を拡大してまいりますとあります。今回のキャンペーンを利用して J R に簡易 S u i c a 改札機設置を要望してはいかがでしょうか。

また、県議会でも吾妻線の存続を心配しておりますが、利用者や観光客をふやし、吾妻線を残していく方法として重要な問題だと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の森林環境譲与税についてでございますが、森林環境譲与税は、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされております。杉並区での森林環境譲与税の利用方法は杉並区で検討されているとは思いますが、区の公共施設の木質化を行う場合、町内産の木材を紹介することなどや間伐等の体験、森林の役割などの森林環境教育の場として町有林を活用することが可能であるとの情報を提供することで連携を深められればと考えております。

自伐型林業でございますが、議員もおっしゃるとおり、仕事として成り立つにはなかなか難しいと思いますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、今年度より木材製品の運搬に係る経費に対しての補助事業を始めたところでございます。現在、素材生産業者の原木の運搬に係る経費に対して補助が行えないか検討しております。その結果、補助等が行えるのであれば素材生産業者に対し補助等を行う中で、林業の活性化が図られればと考えております。

また、バイオマスタウン構想を進めてはどうかということでございますが、平成21年に策定した構想を継承しながら現行の制度に合わせて検討してまいりたいと考えております。

2 点目の吾妻線簡易 S u i c a 改札機の設置につきましてについてでございますが、平成26年に吾妻線の一部の駅で導入されるときに県や議会、地域公共交通活性化協議会、観光協会とともに J R 高崎支社に要望書を提出し、群馬原町駅に I C 乗車券の導入をお願いいたしました。その後も、渋川・吾妻地域在来線活性化協議会として群馬県と沿線市町村が一体となって必要性を訴え要望を続けておりますが、乗降客が少ない、多額の設置費用がかかるな

どの理由により、利用状況を見据え検討したいとの回答でございます。

議員が言われるとおり、ＪＲ東日本のホームページでは、地方においてもＳｕｉｃａの共通基盤化を進め、いつでも、どこでも利用できる環境を実現していく、それにはＳｕｉｃａがまだ利用できない路線、線区への導入ができるようにするための工夫が欠かせず、これを解決するために安価なＳｕｉｃａシステムの開発を進めていくと社長が言っておりますので、今後も要望を続けてまいります。

なお、群馬デスティネーションキャンペーンに合わせ、渋川・吾妻地域の活性化につながる事業の協力を依頼するとともに、利便性の低下が利用者の減少を招かないよう配慮をお願いしてまいります。

また、鉄道路線緊急対策として、群馬県交通町づくり戦略に基づきＪＲ吾妻線利用促進アクションプログラムに取り組んでおります。これは吾妻線存続のため県や市町村が駅を整備し、鉄道利用者をふやし、鉄道会社が運行を確保するという施策であります。渋川市、吾妻郡内で７割近い年間一度も鉄道を利用しない割合を改善し、これからも吾妻線が当たり前であり続けるために努めてまいります。

ＪＲ吾妻線にかかわる本町の課題への対応につきましては、住民はもとより、観光客の利便性向上のため、引き続きＪＲ東日本との連絡調整に努めまして、また周辺自治体と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） お答えをいただきましたが、順次確認していきたいと思っております。

まず、最初の回答の中で杉並区の話が出てきましたが、みなかみ町でも出ていたんですが、教育施設だとか、内装の木材を提携している町村の木を使うことによって環境譲与税を利用できるという話も聞きました。うちの町でも一つの方法として、杉並区の施設は多分かなりあると思いますので、そういうところに当町の材木を利用する方法は大事かなと。その辺で、森林組合長でもある町長とすれば、製品として当町のものを市場に乗っけなくちゃならないと思うんですけども、その辺のやり方として一番いい方法は何がいいと思いますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 杉並区、人口の大変多いところでございまして、教育関連施設も大変多いと思います。老朽化しているものもあるし、リフォームの必要なところもあると思いま

す。そのようなところに、特に小さいお子さんが入っている教育施設等につきましては、木材は子供さんのアトピーに効果があると言われておりますので、そういう施設に木材の性質等もPRしながら、この東吾妻町から出る杉材やヒノキ材を使っていただいて、そしてまた杉並区と東吾妻町が交流を盛んにしていくということが考えられると思います。

そういったような関連した杉並区を初めとした連携の自治体とも話をしながら、こういったものを進めていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 町内の業者さんと話をしている、今、オリンピック国立競技場をつくっております。その材木、今ベンチをつくっているらしいですが、特定の地域だけの材料では間に合わない、日本全国からかき集めるぐらい材料が逼迫しているという話も聞いております。

うちの町として、杉並区の公共施設というか、教育施設を中心に出すとしても、やはり当町の山の木を出していく流れができないと、違う地域の木を出さざるを得ない。要は、製品化していくための切り出し、森林組合長だから一番知っているでしょうけれども、その辺の材料の流れをはっきりさせながら、やはりうちの町の材木をうまく利用していく、そういうシステムづくりが一番大事かなと思うんですが、その辺の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員の質問のとおり、全くでございます。東吾妻町で例えば森林組合が切り出した材は町内の製材所で製材をして利用に値するような仕上げをして、またトラックに乗つけてそして杉並区まで持っていくということでありまして、森林組合、素材生産業者等あるいは製材所等との連携をしながら町の材を有効的に関連の市町村、交流の自治体に運んでいくということを目指して今後は検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 非常にいいお答えというか、私とすると、頭にあったのは烏帽子の組合にも入っていますけれども、町有林の、烏帽子全体だからうちの町だけじゃないんですけれども、伐期迎えていますよね、切れない山が榛名山麓にいっぱいあるわけですね、大きい面積で。ああいうものを利用していくのも今回の一つの方法かなと。伐期迎えているならなおさらですから、あれをどうやって切り出してきてラインに乗つけていくか、それをぜひ町のほうで音頭をとって、烏帽子の組合としても皆さんが共有できれば理解を得られるんか

なと思うので、材料が使えるという前提で売れるわけでしょうから、その辺をぜひ進めていってもらいたいと思います。それには杉並区のほうでいくと、当初で2,000万円、令和15年以降は7,000万円という、これは大きなお金ですよ、うちの町の倍ぐらいあるわけですよ、こういうのをなるべく取り込んで、そういう市場に流通させていくという努力は非常に大事なかなと。この金を入れてもらって。その辺はぜひ町長にお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 烏帽子山の話がありました。また、町で部分林設定をしたところもありまして、それも伐期が来ておるものでございまして、一番手っ取り早くできるのは町有の部分林を切って出すのが非常にダイレクトで行えるかというふうに思っております。

また、杉並区につきましては森林環境税が最終的には7,000万円ということでございます。人口割の部分が多いですからそれで大きいわけございまして、そういうものを我が町としては、森林の多く存在する町といたしましては取り込んで森林整備を行って、より地球環境により効果を及ぼす森林を育てていく、木材の利用を促進するということが必要でございますので、杉並区等とは密接に話し合いをして利用するようにしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 来週には杉並区と交流するゴルフの大会もあります、そういう席も使いながらぜひ売り込んでいただいて、なるべく早くこれを進める方法をとっていただけないかなと思っております。

続きまして、自伐型の関係で今後検討していくという話で答弁いただきましたが、次の補助金の関係、前回の質問のときに、補助金をいただいて、それがこの環境譲与税の一部を500万円を使って動いておりますが、やはり業者さんにもう少し厚く動かさないとなかなか難しいかなと。

一つの考えなんですが、緑の環境税（県民税）を使って竹林整備をしていると、業者さんとする結構あれは割がいいみたいで、ウィン・ウィンというかな、業者さんもある程度はもうかる。それで竹林も整備できるという中で進んでいるみたいです。あれと同じ方法としてこの緑の環境税が使えるかどうかは別ですが、雑木等々の伐採等で業者さんを使っていくという手も一つかなと。自伐型は地元に住んでいる人がある程度組織する形態ですけども、そういうのも必要かなとは思いますが、やはり今うちの町で言うと、物すごい量の雑木がありまして、それが原因で鳥獣被害を拡大している話が見えております。そういうものを含め

ると、まずそこを切る方法としての一つの方向性かなと思っているんですが、その考えはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 広葉樹につきましては、東日本大震災の原発の事故の影響で北関東の地域は広葉樹をシイタケ原木として利用できない状況が続いておりまして、手がつけられないということであります。当然に補償を請求することもできますけれども、その場合には広葉樹をみずから伐採をしてシイタケ原木用の長さに切って、そして集積をして、何立米あるから、東電はこれを補償しろという交渉を行わなければならない、なかなかそこまで自分でやる方はいないということで、そのままになっているような状況があるわけでございます。

しかし、広葉樹につきましても大変大事な資源であります。森林経営計画というものを立てれば国や県の補助金で間伐をしたりしますと補助金が出るわけでございますけれども、広葉樹につきましては、その補助制度というものが非常に限られておりまして、間伐というふうな補助金はないわけございまして、広葉樹を萌芽更新等で仕立てていく補助金等ぐらいしかないわけでありまして、その点が今の状況からすると非常に伐採されない状況が続いておるということであります。経営計画が立ててあれば、広葉樹であってもバイオマス用のチップにすることができて、それは売買をすることができるということでもありますので、そういう道を開きながら行ってまいりたいと思います。

県の森林環境税であります森林・緑整備基金の事業につきましては使い勝手がいいということもあります。そういうものもうまく応用しながら、広葉樹につきましても手入れをするような方向が見出せればというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 今の答弁の中で出ましたバイオマス発電の話もちょっとこれからしたいと思うんですけれども、広葉樹は今補助金がないので整備できないと。農林課のほうからこういう資料をいただいて対象にならない事業ということで、補助金があるものについては基本的にはもう譲与税使えないという話は伺いました。ない部分についてはある程度検討できるのかなという部分も見えるかなと。あわせて先ほど出たバイオマス発電所を中之条でやろうとしていたんですが、予算の関係かどうかかわからんですが今とまっちゃっております、ペレットストーブのほうへ移行しちゃっている部分が見えていますが、当町としても、今回の委員会の中で出てきた畜産のふん尿の処理、その辺の問題も含めると雑木、それから今整備している竹、間伐材もあるでしょうけれども、それと畜産のふん尿、この辺の処理が、

畜産団地を抱えていてうちの町としても非常に問題かなと。特に環境汚染という部分で言うと、川に流れ出しちゃっていろいろ下流の方に迷惑をかけているという部分も見えるんで、その辺をバイオマス発電も絡めた形での焼却という方法も一つかなと。それによって広葉樹関係がチップで変わっていくと。竹も、燃せるかどうかはわからないんですけども、ある程度燃料として考えていく、要は緑の県民税で処理した後のものを燃料として使っていく、そういうような一つの方法が見えるんですけども、これはなかなか難しいんですが、バイオマス発電所として、今、赤城に、県内で言うと2つ目ができたのかな。多くできているところについては燃料の取りっこになっちゃっている部分もあるし、群馬に関してもそういう部分があるかなという部分はあるんですけども、吾妻郡内の広域として考えていく方法として、郡内のそういう雑木、それから竹、ふん尿を処理する施設がバイオマス発電所にかわれば、一つのおもしろい方向性があるかなと思っているんですが、その辺の町長のお考えはどうですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） バイオマス発電所につきましては県内2カ所ということで、前橋市にあるものは木材専門の経営計画が立てられた、施業の中から出た材をチップ化して燃やす専門の発電所でありまして、また東吾妻町にあるオリックス系の吾妻バイオにつきましては産廃的なものも燃やしているということでありまして、吾妻バイオにつきましてはお茶がらすとか、し尿、ふん尿等も焼却ができる施設ということになっております。

ですから今後、町内にそういうものがございますので、それにつきましては現在、実際その吾妻バイオが燃やしているものではありませんけれども、可能であるという方針が出ておりますので、今後は検討し、あるいは協議をし、広葉樹材なりチップ材なりを含めた中でそういう畜産のふん尿等も処理できれば、非常に我が町にとっても有益なことだと思っておりますので、それにつきましては、その吾妻バイオと今後はお互いに協議しながら道が開ければというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 特にふん尿の関係を含めると、簡単に燃すと言っても、べとべとしたものを燃すのは大変かなと。結局チップ材とか木と混ぜながら、堆肥とは言わないですけども、燃える状態にしていくのが一番処理がしやすいかなと、燃すについても。という部分を含めれば、今後の研究の余地ありかなと。ぜひ進めていただきたいと思います。

あわせて、自伐型の話が今ちょっとあったんですけども、みなかみ町に行ったときに、

研修をやっているの研修に人を派遣したらおもしろいですよという話を聞きました。実際運営を考えると、なかなか組織をつくっていくということは難しいのかもしれませんが、まずは役場の職員さん何人か研修を受けてもらえればいいかなと。それをあわせた中で、うちの町の一つの方向性はどういうふうに向けられるかというのも一つの考えかなと思いますが、その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の職員へ研修させたらどうかということでございますけれども、もち屋はもち屋というふうなことも言われますので、森林組合は森林・林業に対する専門的な機関でありますし、職員は毎日それに当たっているものでございまして、指導というものもかなりできるのでございまして、町として森林組合に出資も行っておる状況もありますので、森林組合との連携は現在でも行っておりますけれども、そういうものもさらに職員も利用できればというふうには思っております。

職員も、中には非常にそういうものが好きな職員もいるかもしれませんが、その点も人によってですから、安全というのをまず——危険な作業というものがありますので、そういう点を考えながら、できることがあればやってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） みなかみ町で聞いたんですが、私も自伐型林業を、高知で最初にスタートしていて、どういう方式であちはやっているのかなと思っていたら、みなかみ町の方が始めるに当たって高知を研究したんですかね、四国だとか中国地方というのは小さい土場があつて、そこに木を集めてきて、小さい人数で木が回っていく組織があると。群馬県側で考えると、ある程度まとまったところへ集まってきて処理していく、だから製材がなくなると一気にすたれちゃうと。実際に坂上で考えても、製材所が昔いっぱいあったけれども、結局それが今なくなってきちゃったから木の処理を、それこそ森林組合に任せる話になってきているんだと思うんです。

みなかみ町が言っていたのは、大きな森林組合と自伐型は全然相入れないよと。大きい組織で動くと市場もそういうふう to 動くんだけど、やはり自分である程度処理できる組織をつくって、お互いがすみ分けしていく話にしていけないと、要は、さっきお金で成り立たない、金銭にならないという部分の一つの原因というのは、大きいところが果実を全部持っていっちゃって、小さいところはそのすみ分けできないようなところになっちゃうと難しいという部分があるんで、それを研究するには、もう一回役場で——どういうふうにとられる

かわかりませんよ、大きいところ、今の町長のところの森林組合が制覇しちゃったって、これはしょうがない部分もあるけれども、やはり小さいところを残しながら地域をある程度整備していく組織も必要かなと。そこに金をつくっていくにはどういうふうにしたらいいかというのが今度の、今質問している内容のバイオマス発電も含めて自伐型も一つの方法かなと思うんで、なかなか難しいんだと思いますが、町長いかがですか、その辺の考えは。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 森林組合、専門体を充実させることがいいということで今まで取り組んできておりますので、自伐型につきましても、私が知る範囲では何人かそういう方がいらっしゃるんで、そういう方々はみずからも持ち山につきましても施業して行っておるということであります。小さな持ち山の中でみずから行うことで収益が出るということも非常にいいことだと思いますので、今後とも十分に森林組合と連携のできるような形で進めていければというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 連携はなかなか難しいんだと思うんですけれども、これにはもう一つの方法としての地元の林業をやっている方もいるので、そこも生かしながら、個でやれる人がいれば、個というかグループというか、自伐型もある程度、専業として林業をやられる方、それから森林組合、ここら辺のある程度チームワークをつくっていくのが、一番山を整理していくのに大事かなと。

国では今でかい話が動いて、100町歩という話もあったようで、それは全伐という話の中で、100年その業者に責任を売るというか、そういう話が動いていますけれども、あれもまた一つ問題かなと思っております。自分のところは自分で整備していけるような地域づくりがやはり大事かなと思っておりますので、その辺、先ほどのことも含めてお願いしたいと思います。

ちょっと時間なくなってきたので、最後なんですけれども、簡易S u i c aの件、町長の答弁で、J Rのほうが安いS u i c aの機械を入れるという話を考えているという話ですが、1つは、何回もいろんなタイミングでJ Rにお願いしていくしかないのかなと思っているんですね。今回はデスティネーションキャンペーンがいいタイミングであるんで、調べるともう3駅はあるんだけど、うちの町のところが抜けちゃっているんですね。渋川から中之条までは別にしても。

うちの町で言えば、原町はもうもろに大事なんですが、郷原だって、結局、岩櫃山の観光

客が入っています。岩島駅だって、今回の自転車型トロッコを含めて秋の計画が起きていますよね。バス動かしそうですよね、ああいうときの人のためには、都会から人を入れていくときに、やっぱり S u i c a が使えないというのは非常にネックかなと思うんで、そういうことも含めて強くお願いして、J R のほうが強げだという話を聞くと、J R の O B に言わせると、もう機械回線が入っているんだから、そこからちょこっと枝線を出せば、機械さえ変えればすぐできるよというぐらいの話らしいし、その辺がどういう状況かはよくわかりませんが、改めて議会としてこういうお願いしているということを話をさせていただいて、また町からつないでもらって、なるべく早期にその辺ができるような方法をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） S u i c a につきましては、吾妻線につきましては中之条、長野原草津口、あと嬭恋の万座鹿沢口、この3駅、これは全て温泉へのお客様がおられる駅ということであつて、そういう利用の仕方を J R として考えておるということでもあります。

原町駅に観光協会が入っておりますので状況を聞きますと、中学校のクラブ活動の部員が東吾妻町中学校との交流戦をやるんで S u i c a で乗ってきて、おりたら使えなくて困ったというふうな話があったり、岩櫃ウォーキングで来て困ったというふうな事例がかなりあるわけでごさいます、これにつきましてはもう何回も陳情したりしておるわけでごさいます。

県としても、パーク＆ライド方式で矢倉、郷原駅に県の事業として無料の駐車場をつくって吾妻線を利用する人をふやして、それを S u i c a 導入へつなげるような形で考えているというふうに思っております。J R 吾妻線が乗降客が減ってきているというのは当然のことでありまして、それによって S u i c a もつけられないということもあるわけでありまして。

郡内の首長で吾妻線を使っている人というのは私以外いないんですよ。軽井沢へ行ったり、月夜野の上毛高原駅へ行ったりしている人、首長もそういう人ばかりで、実際使っていないわけでありまして、私も極力、新前橋の市町村会館で会議があるときは原町駅から乗っていきます。そういうふうなことで、私も J R 線を使っているという姿を見せることで、ぜひ使っていただきたいというふうに思っております。

人口減少が続いておるわけで、これから乗客がふえるということはそれほどないかもしれませんが、町や議会が一体となった陳情活動、あるいは郡内が一体となった陳情活動、渋川市、吾妻郡が一体となった陳情活動等もこれから行いながら、S u i c a を導入していただけるようお願いをしてみたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 最後に一言。

月曜日にテレビで「帰れマンデー」を見ていて、坂上は非常に反応が大きかったです。正直、あそこのバス路線を残す意味も含めて、やはり観光客が入って、今の温泉とすれば浅間隠温泉郷の話も含めて、利用しているというか、できるわけですから、ぜひお願いしたいと思います。

町長に最後に一言お願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） バスにしろ、電車にしろ、町民の皆さんにとって大切な地域公共交通でございますので、今後ともこれを絶えることなく運行していただくようなことで、しっかりと町としても取り組んでいくようにしてまいりたいと思いますので、皆様のご協力もよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、佐藤聡一議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、14番、青柳はるみ議員。

14番、青柳議員。

（14番 青柳はるみ君 登壇）

○14番（青柳はるみ君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

大きく3つに分けて質問させていただきます。

SNSを使った住民と行政の連携について、その中の1つ、道路、公園の遊具、防犯灯、カーブミラーなどの破損やふぐあいについて、スマートフォンやタブレット端末で現場の写真を役場に送っていただき、問題の共有をし、住民協働で解決に速やかに向かいたい。この解決については区長が窓口になりつないでいただいておりますが、軽微な修理や早急な通報が大ごとにならずに済むことがあります。住民参加の町をつくっていくツールの一つとして必要だと思いますが。

渋川市では「フォトリポしぶかわ」で運用しております。

S N S の 2、L I N E で青少年の相談事業を。

町の電話での相談の件数はどうですか。長野県ではL I N Eでの相談事業をしたところ、電話相談の1年分が、L I N Eではたったの2週間で同じ件数になったと言います。群馬県でも昨年、水野県議の一般質問により、5月補正をし実証実験をしたところ、やはり2週間で1年分と同じ件数だったと言います。電話よりも心の声を寄せやすく、何回かやりとりをしているうちに心が軽くなったという感想を寄せています。L I N Eのやりとりの先には面談が一番解決に向かっての到達点であることに変わりはありませんが、入り口として使いたいものです。

L I N Eの対応について渋川市では、退職教員を配置し、朝8時半から4時まで、月曜日から土曜日まで対応しています。我が町でも若者を守るL I N E相談をしていただきたい。

次に、大きな2、買い物弱者のための移動販売車補助事業を提案します。

現在、商工会の買い物支援を利用し、重いものを届けてくれるので助かるという声を聞きます。利用者はどれぐらいいますか。また、利用地域はどうでしょうか。利用者がふえる研究をしているか、また福祉協議会との連携は考えられるか。

県内高崎市では移動販売事業の補助があり、それを利用した者が坂上地区を回ってくれていると言います。我が町でもやる気のある事業者はおります。

次に、③のぐーちょきパスポートの活用を。

温泉に入る際、割引券を使うとき、年齢、住所の確認ができるぐーちょきパスポートの活用をし、大切な免許証や保険証を持っていかなくても済むよう活用を高齢者に呼びかけていただきたいと思っています。高齢者の利便性を考え、やるべき事業と思います。

以上、3点にわたって質問いたしました。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のS N Sを使った住民と行政の連携、①の1についてでございますが、町民の皆様と町が協働で課題及び問題の解決を図る中で、災害、除雪または事故につながる道路の陥没など、緊急を要する情報など早期解決を必要とする場合にはS N Sの運用が有効な手段と考えております。また、防犯灯の故障等についてのS N S情報などは防犯のためにも有効な手段と考えております。

しかし、運用することにつきましてプライバシーの侵害、個人情報で個人が特定できると、個人同士の民事係争にかかわるなどの問題が考えられます。

今後、緊急を要する早期解決に向けて個人情報等の問題を検討し、行政区長と連携し、SNSを使った住民と行政の協働を推進するために検討していきたいと考えております。

現在も町の代表メールアドレスに住民の方から情報をいただくことがあります。他の自治体ではスマートフォンから通報できるアプリを利用した有料システムもあるようですので、集中豪雨や台風等の災害での通報や防犯、ごみの不法投棄等も視野に入れながら導入経費、維持経費等も考えて検討してまいりたいと思っております。

次に、SNSを使った住民と行政の連携、①の2についてでございますが、まず最初にお尋ねのありました青少年からの電話による相談件数は、昨年度20件ほどございました。教育委員会の学校教育指導員が主に対応いたしておりますが、必要に応じて直接面談もし、相談者が抱える不安や悩みの解消に努めてまいりました。

議員ご質問の中で無料通信アプリLINEを使った相談事業として、長野県や群馬県の例を挙げていただきましたが、群馬県教育委員会では昨年8月から9月に高校生向けの相談事業を試行し、35日間で361件の相談が寄せられ、同期間に県教育委員会が対応した高校生からの電話相談の8倍に上ったことから、本年度は相談期間を半年程度に拡大して試行し、将来的には継続実施することも視野に、課題を探っていくと伺っております。

LINEはスマートフォンやパソコンなどに専用アカウントを読み込むことで簡単に使用することができることから、特に若い世代の方々に大変身近なアプリとして普及していることは承知いたしておりますが、平成22年7月の教育委員会において携帯電話に起因した事件・事故に子供たちが巻き込まれないようにするために、東吾妻町立小学校及び中学校の児童生徒に携帯電話を持たせないようにしようとの決定がされており、中学校でも毎年、保護者に対して協力を求めています。

子供たちの抱える不安や悩みを解消するためにLINEを使った相談事業も有効な手法の一つとは考えますが、まず、東吾妻町においては子供たちと先生方の信頼関係を確かなものとして築き上げる中で、学校生活や家庭生活で生じるさまざまな不安や悩みを1人で抱え込まず、深刻化する前に周りの先生方やスクールカウンセラー、友達や家族にも相談できる児童生徒を育てていきたいと考えております。

また、子供の心の問題につきましては、これからも家族や学校と教育委員会の教育指導員が相互に子供の状態の共有に努めてまいります。その上で、家族等の要請に応じて、あるい

は教育指導員の判断を踏まえて、本人、家族、学校と面談をしつつ、子供の不安や悩みの解消に取り組んでいけるよう教育委員会等に要望してまいります。

さらに、たとえ悩みや不安を自分から相談することができない子供がいた場合にあっても、日ごろから先生方が子供たち一人一人のささいな変化を見逃さず、機を逃さずに適切な声かけ等を通じて心の声を聞き出せるような学校経営、学級経営がなされるよう、校長会などを通じて引き続きお願いをしてまいります。

2点目の買い物支援自動販売車補助事業をについてでございますが、東吾妻町商工会が行っております買い物代行の利用状況についてのご質問ですが、利用登録者は36名で、主に利用されている方は6名、平成30年度の延べ利用件数は73件でした。配達の際、蛍光灯の交換などの簡易な作業にも対応しておりますので、利用者からは喜ばれております。

また、配達につきましてはシルバー人材センターに依頼をしていることにより、就労の機会、働きがい、生きがいにもなっており、配達の際に利用者見守り活動で異変に気づいたときは、社会福祉協議会や保健センター等への連携もできております。

買い物弱者対策として、当初、移動販売車の検討を行った経緯があります。しかし、採算性と町内商店の保護の観点から断念をしております。移動販売を試みたいという町内事業者の方には町内小売店の配置などを考慮した上での事業展開や商工会加盟などが図られれば、住民福祉の観点からも施策の検討が必要になることと思います。

3点目のぐーちょきパスポートの活用をについてでございますが、町営温泉施設の年齢確認、町民確認に対しぐーちょきシニアパスポートの活用を呼びかける件につきましては、議員のご指摘のとおりと思います。早速にも群馬県にぐーちょきシニアパスポートの画像をお借りして、温泉施設のカウンターにパスポート利用の掲示を行います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） ここで休憩をとります。

再開を15時15分とします。

（午後 3時03分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 3時15分）

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） お答えありがとうございます。

まず、第1の情報システムですけれども、スマホなどのアプリを登録して町担当課へ通知して、担当課は確認のコメントを上げると。通報した人には返事がいくと、その人だけに。やはり町長がおっしゃいましたように費用がかかりますよね。渋川市では200万円ほどかかっているということなので、費用がかかる話です。しかし、住民の皆さんの条例もできて、行政との協働ということをうたっているのも、やはりこのスマートフォンやタブレットでお互いに危険箇所、また除雪ということも言うていただきました。そういうことを共有して早急に手だてをするということは、非常に住民協働に入るツールとして一番いいのではないかと、住民が活動していただけるツールとしていいんじゃないかと思っております。

渋川市では、「フォトリポしぶかわ」として、やはり200万円から300万円ぐらいの費用がかかっているということです。しかし、一人一人の住民に分けて考えれば、そんなに高い費用ではないという感覚なんだそうです。対応結果を本人にコメントして、そして受けっ放しにしないということで住民との信頼が生まれているということです。当町でも区長さん中心にやっていただいておりますが、区長さんとなじみがない住民、新しい住民、また町に仕事に来ている、この町で働いている住民ということも、町づくりの協働として必要なツールだと思います。

アプリの入手方法というのは、QRコードからダウンロードしますが、年配にはなじみがありませんけれども、これからの次世代の若い人の生活上普通のこととありますので、持続可能な取り組みは若者のためであるということで、住民参加の最も取り組みやすいことだと思います。今すぐできないかもしれないんですけれども、これからこういうのを予測して研究していくということが必要だと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のご意見でございます。渋川市でもう既に利用しておっていることとあります。費用もさほどかからないんじゃないかというふうなことでありますけれども、状況等をよく担当課等とも相談して、把握をして、今後の利用ができるかどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） これから先進事例も見ながらお願いしたいと思いますが、住民活躍のツールとしては非常に重要なことだと思いますので、積極的な検討をお願いしたいと思います。

次の①の2のLINEの相談ですけれども、これもSNSを使ったものの一つですが、我が町でも命を支えるネットワーク推進計画、これを私たちにもいただきまして、命を支えるということで自殺をさせない、守るということでもありますけれども、このごろ若い人たちは、この間の川崎の子供たちが切りつけられた事件です、人を道連れにして最後は自分が亡くなっていくわけですけれども、そういうことがあったり、神奈川県座間市での集団の事件で本県の女子生徒が犠牲になりました。このことから、県のほうで昨年5月に補正をとって、9月の終わりごろ35日間やったところ、通常の8倍の相談があったと。

LINEというのは、やはり個人と個人の結びつけ、私たちがLINE使うときも特にお金は必要がない。死にたいとか、嫌だとか、とにかく自分の気持ちをぱっと言葉にできる場所で、もしもし、私は何々ですが、こういうんで困っているんですがという電話よりも、自分の心をやりやすいということで、今町長のお返事の中で、学校教育の中では教員、教師と学校スタッフとの子供たちの信頼関係のもとでやっているというのは非常によく感じます。また、教育委員会にいらっしゃる退職教員の皆さんに電話で相談して、それで何回も何回も先生方が対応して——何回もというのは同じ話を母親とか子供はするんですね。その同じ話を何回も何回も、初めて聞くがごとく先生たちは、そう、そうと聞いてくれるんです。思いのたけを、同じ話をやった後に、やっとすっきりするということで、忍耐強くやっていただいて、親子ともども家族みんなが元気になった例を非常に見えています。たまには土曜日や日曜日でも自分の時間を割いて、母親の要求に従って話を聞いてくださっている様子も見えております。

その中で、やはり言葉にできたり、電話で私は何々ですと名前を言ってやれるということは、もう半分事が済んでいるんですね。話をする、こういうことで困っていると言った瞬間に、もう半分は事が済んでいると思うんです。それを言えない子供がいる、青少年がいる、そしてまた、今のお返事の中で小学生は携帯は持っていない、中学生もスマホを持っていないという決まりを学校で持っているといっても、家に帰ればあるし、パソコンはどのうちも若い家庭はあると思うんで、パソコンでもってLINEの相談というか、自分の思いを書くわけですよね、そのやりとりをしている中で、渋川がLINEの相談を県で初めて始

めたんです。自分たちの地域の子は自分たちで守る、県では試行的にやっていますけれども、自分たちの地域の若年層を守ろうということで始めて、それもわずかな期間で2年分の相談が寄せられたというんですね。

L I N Eの相談から面接、面談にいけばいいんですけれども、その入り口としてL I N E相談、特に青少年の取っつきとして必要だと思います。L I N Eはお金はかかりません。フォトリポしぶかわお金かかっていますけれども、L I N Eのこの相談は一つもお金かからないで、登録しさえすればいいわけです。我が町には退職した教員の先生がここに詰めています。その時間内で受ければいいわけですから、全く費用もかからないので、これが可能だと思いますけれども、教育長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 可能であるかどうかということ以上に、先ほど町長の答弁にもありましたし、青柳議員さんもおっしゃっておいりましたけれども、子供と先生との信頼関係を築くことをよりお願いしていききたいと、今まで以上にお願いしていききたいというふうに考えております。それがことによるときっかけとしてL I N E的な、ささいなことをつかみ取っていく。それから、そういったことを子供のほうから言ってきてくださる、それが結果的には面談につながっていく。

一番大事なことは、ずっと一緒に仕事をさせてきてもらって、悩み事や何かを保護者や子供から受けたときに、1人で受けるんですけれども、その1人が2人とか3人とか4人とか5人で協議して、すぐにこういう方向でいきましょうということに進めていっております。それが、先ほど青柳議員さんがおっしゃっておいりましたように、お話を子供さんから、あるいは保護者の方から聞く場合でも、本当に初めて聞くように、ふんふん、ふんふんというふうな相づちを打って聞くだけです。何でもかんでも話していく方向になっていく、それが結果的には子供の普通の生活に戻る形になっていっているんじゃないか。

ですから、いかなる手段を使おうとも、基本的には子供や保護者の皆さん方がごく当たり前の学校生活、それから社会生活が送れる、そういうところで今後も対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 学校教育を中心に考えると、今の先生との関係というのがありますけれども、学校教育をあんまり関係なく過ごしている人も中にはいると思います。また、

学校での姿と本当の姿とだんだんと年が上がるごとに違って、心の中って本当にわからないですし、LINEなんかは本当にそのところが、教育長は中学生までの責任ということだと思いますけれども、我が町の青少年を守るということで、高校生までを考えたときに、LINEという取り組みも必要になることもあると思いますので、これからも注目してみたいと思います。

次に、町長にお伺いします。

命を支えるネットワークというのがありますが、これを見て、町長はどう思われたでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今の時代は、非常に若者からお年寄りまでみずから命を絶つという事例が多くあるように思います。そういう方がないように、我が町につきましては大事な命を捨てることなく、しっかり町民として生活できるようにしていただきたいと。また、そういう方向に町行政といたしましてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） これを読み込みますと、我が町はうれしいことに二十歳以前の自殺者はありません。高齢者ですね。ですから、教育長初め、子供たちの心をよく見てやっていただいているんだなと思いますし、うちの町の中で障害者と心が少し風邪を引いたような方が行くワークスタジオがあります。きのうもちょっとパニック障害がある女性を案内しました。そうしたら、あしたから毎日行くようになったということで、そこに通っている以前も1月、2月に紹介した方がそこで訓練を受けて、町田電器に勤められるようになったという、もう本当に家族じゅう大喜びの結果が出ているぐらいです。

ですから、我が町は高齢者の問題だということです。若い方は、今、幼小中でしっかりと先生たちが細かいところまで見ておられるので大丈夫だと思いますが、長いスパンで10代、20代、30代、40代まで見て、LINEを使ったこのような相談の入り口ということで検討していただきたいと思いますが、教育長どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 先ほど私たち教育委員会が対応している、あるいは相談に乗っている該当者というのは中学生までだけではなくて、高校生や社会人になった人たちも可能な限り——可能な限りという言い方は、別な言い方をすれば、相談に来られた、あるいは相談してほしいというようなことの方々には対応しております。そしてそういう方々が高校を卒業

するとか、就職をして働いているとかという方向でごく普通の生活を歩み始めているということはあるので、それらのきっかけによりなっていくLINEにつきましては、今後、教育委員会の中でも検討していきたいと思いますが、しかし、あわせて平成22年に決めたそのあれがあるので、それとの兼ね合いも図りながらということになるかと思いますが、

以上です。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） わかりました。

平成22年に決めたこととおっしゃいました。1年ごとにすごいスピードで町が人口変化している昨今ですので、ぜひ今言っていただいたように検討していくべきだと思っております。

次に、買い物支援なんです。買い物支援の福祉協議会は本当にわずかな町からの補助で運営していて、今お聞きしたところ、買い物ってみんな困っていると思うんですが、一部の人がしか使用していないのが非常にもったいないと思います。まず商工会からのアピールも少ないだろうし、一番困っている人がわかるのは福祉協議会ですので、福祉協議会との連携がとれればもっといいんじゃないかと思いますが、余りにもわずかな補助金でやってもらっているのに利用者が非常に少ないというのは問題だなと思います。

この利用者に聞きますと、ファクスやるのが大変だ、物を見て買わなければよくわからないという声を聞きまして、ガマカツというんですか、倉渕のほうにある大きなスーパーを活用した徳島県の業者ですがとくし丸、どっちを利用しているのかわからないんですが、倉渕のほうは軽トラックに品物を乗せて回っています。それが坂上のほうまで行っていると思うんですが、非常に物を選ぶ楽しさ、1週間に1回来るんだそうですけれども、そこで会話する楽しさ、また今度こういうの持ってきてねなど。トラックの横には見守り中と。それが高崎市の買い物支援補助を受けて回っているわけです。

町長にお聞きします。

当町で移動販売しているところは、商工会のほかに何かあるのをご存じでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私が把握している中では、太田地区で一つの商店が行っておることでありまして、かつては須賀尾でも移動販売している方もいらっしゃったんです。幾つかあれがあったんですが、高齢のためやめたというふうな例もありまして、私が把握しているのは、その1商店であるというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） わかりました。

かつてはあったけれども、少なくなったという現状だということを聞きました。

それに反して、それを必要している出かけられない人、免許を返納しようとするけれども買い物がねっていうんで返納できない高齢者の話を聞きます。高崎市での高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金というものがありまして、そこに1週間に1回、おおむね10人以上に対して高齢者の見守りを兼ねた移動販売を行える事業者に対してやるよということで。運営費の補助が月額1万円、そして車両購入は上限2万円で4年間を支給するという、こういう項目があります。見守りも委託して町内のやる事業者、NPO、また商工会員、そういうところも手を挙げたいというところも知っております。ふだんと異なる高齢者を尋ねていて発見したときには行政に情報提供を行うということで、誰も取り残さない施策をしてほしいと思っています。こういう移動販売ということもあります。

また、住民型サービスの中で、福祉協議会は移動サービスに83万3,000円を設けて、送迎1キロ50円、迎車10円、介助料500円ということでやっておりますが、年間199人が利用していますけれども、これはもうとにかく医療機関に行くことで精いっぱい、買い物まで行けないということで、移動販売車というののも必要ではないかと思います。町長にこちらから言い放しなんですけれども、もう時間ないので。

今いいお返事いただきましたシニアパスポート、65歳になると介護保険証と一緒にこれが送られてきまして、後ろには住所、氏名、これ、温泉に免許証や保険証を持って行って年齢確認を、毎日行くのに毎日出せって言われる。非常に憤慨している。裸になるところであんな大切な免許証持っていきたいくないという話で、これで済むと思いますので、今のこれを大きくしたもの、これも使えますというのをぜひ活用していただけるということで、ありがとうございます。

それでは、今の3項目にわたりますけれども、検討、研究していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（須崎幸一君） 回答はいいんですか。

○14番（青柳はるみ君） 町長、お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員から3点につきまして先進事例等いただき、ご意見等もいただきました。町といたしましてもそういった事例をよく研究し、また買い物支援の移動販売

車なども補助金自体はそれほど大きくないものでございますので、これからやってくれる人がまずいるかどうかということだと思いますけれども、そういうことでできることであれば、そういった移動販売車というものも運行していただければと思っています。ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日 6 月 14 日 午前 10 時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3 時 38 分）

令和元年 6 月 14 日（金曜日）

（第 3 号）

令和元年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程（第3号）

令和元年6月14日（金）午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	10 番	竹 渕 博 行 君
11 番	佐 藤 聡 一 君	12 番	根 津 光 儀 君
13 番	樹 下 啓 示 君	14 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	まちづくり 推 進 課 長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	関 和 夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	高 橋 篤 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	一 場 正 貴 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 康 夫 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳
議会事務局長 佐 藤 功 樹
議係

議会事務局長 高 橋 智恵子
議補 佐

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いをいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第 1、町政一般質問を行います。

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、6 番、高橋徳樹議員。

6 番、高橋議員。

（6 番 高橋徳樹君 登壇）

○6 番（高橋徳樹君） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいというふう

に思います。

今般、本町におきまして、長期的な町づくり、地域づくりを示しました都市計画マスタープランが出されました。立派なマスタープラン、冊子、読ませていただきました。

その中で、大きな分野別の整備ということで、土地利用の方針、道路・交通体系の整備等の8つの項目の中で、今回は広範囲の計画の中から、公園、広場の整備という視点から質問させていただきたいというふうに思います。

現在、マスタープランのこの冊子によりますと、本町におきましては、スポーツ広場を初め都市公園、いわゆる都市部でいう街区公園が4カ所、町営公園が9カ所、大小13カ所の公園施設がございます。それぞれ公園の役割につきましては、濃淡はあろうかというふうに思いますけれども、それぞれの役割として、緑地の保全や景観の向上、また、子供の遊び場及び地域住民の交流拠点等の機能を果たしているというふうに承知しております。

公園につきましては、住民アンケートにおきましても公園整備の充実を求める意見も多くなっているというふうに判断しておりまして、さらに環境整備を進めていただければというふうに思います。

そこで、現在のこの13カ所の既存公園の活用状況並びに今後20年先の町づくりを見据えた中で、いろいろなスクラップ・アンド・ビルドというような概念も入っていく中で、今後、公園の老朽化もあろうかというふうに思いますが、今後、公園の役割等どういうふうに、現段階で、今後、将来に向けてお考えしておられるか、執行部の方にお伺いしたいというふうに思います。

公園の役割につきましては、中山間地域におきましても、我々に生活に潤いを与えてくれる重要なスペースだというふうに思っております。

住民の方が公園に求めるニーズや満足度も、これから時代の流れによって変化していくというふうに予想されます。今後、より多くの方に親しまれる公園づくりというのを、どういうふうに捉えておられるか、お伺いしたいというふうに思います。

現在、本町におきましても、いろいろ財政状況が厳しい中で、20年の先を見据えたマスタープランを具現化していくためには、地域住民の方やボランティアの提携が必要だというふうに思われます。今回の冊子においても、それが提言されております。私も、やはり公園がより活用されていくためには、行政が余り表に出るということではなくて、やはり地元の方が自分たちでつくっていくという過程を大切にしていくということが、公園づくりにおいては大事なかなというふうに考えております。

その中で、やはり地元の方が自分たちの公園を守り育てていこうという気持ちを高めていくために、やはりボランティア制度というようなことで活用されている地域もあるというふうに聞いております。公園のボランティア制度といたしますのは、やはり年に3回か4回、公園に対する公園の美化活動、公園の緑化に向けた活動、また、トイレの清掃でありますとか、あるいは安全管理面での連絡等をボランティアの方に依頼していこうという、そんなボランティア制度をつくっている市町村もございます。

やはり、このボランティア制度ということで考えるのであれば、私は当町におきまして、非常に、一つの成功例というのも変ですけども、町の方が非常に評価といたしますか、皆さんが異口同音におっしゃっているのが、私も思っているんですけども、岩井の親水公園の水仙まつり等、これにつきましては、やはり地区の皆様、地区力といたしますか、地域力といたしますか、行政の協力の中での、やはりそうした地元の方の努力のたまものというような話も聞いておりますし、私も桜とスイセンの一気に咲いたあの景色を見ますと、やはり引かれる、地元の方はもちろんですけども、県外の方も引かれる景観というものがあるように感じております。こうした公園をつくり上げるのも、ボランティアの皆様、地区の皆様、地元の皆様の力ではないかなというふうに思っております。

そこで、今後いろいろ、皆さん高齢化していく中で、今後ボランティアの制度というものをどういうふうにつくり上げていくのか、そういった方の協力を得ることが大事だというふうな中で、よい方策があれば教えていただければありがたいなというふうに思います。

それから、最後になりますが、既存公園の有効活用という観点から、原町の天神山公園の整備を求める住民の声がございます。

当該公園につきましては、牡丹園や桜が整備され、非常に景色もすばらしくて、住民の憩いの場で親しまれていたというふうに聞いております。私は残念ながらその時期に、当町に若いときにいなかったものですから、そのボタンと桜の景色は、残念ながら見ることはできなかったんですけども、そこで、その話を聞いて、直接その公園に行ってきましたが、まだ公園としての機能は非常に使用できるというふうに思いますが、残念ながら、ややちょっと荒れて、遊具もちょっと老朽化しているようなところがありました。さらに、大木が遮って、ちょっと景観を損ねているようなところもありましたが、やはり役場の屋上から見るような景色がこの身近にあるということで、非常に、今後整備を進めていければというような住民の方の声に、私も同感であります。

そこで、その天神山公園につきましては、役場からも近く、かつて温泉センターでここを

活用したときに裏側の階段の整備を進めた経緯もあるというふうに聞いております。今後、ちょっと素人目ではありますけれども、比較的低予算で周辺整備を進めることが可能ではないかなというふうに思いますし、これまでのところにちょっと付加価値をつけた形で整備を進めることによって、近隣住民はもちろんのことですけれども、役場に訪れた方におきまして足を伸ばしてもらい、住民の憩いの場として有効活用ができるのではないかなというふうに思っておりますけれども、今後整備を進めていくお考えはあるか、お伺いしたいというふうに思います。

以上、簡単ではありますが、あとは自席にて質問させていただきたいというふうに思います。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

1点目についてでございますが、スポーツ広場の管理でございますが、東総合運動場東吾妻町スポーツ広場などがございます。原町の東吾妻町スポーツ広場テニスコートの西には遊具が設置され、小さな子供たちも遊びに来てくれます。また、吾妻川沿いには1キロ近くの緑地があります。ウォーキングやジョギングを楽しむ方もたくさん見かけます。

これらの施設管理といたしましては、グラウンドの整地や草刈り、施設周辺の景観整備が主な内容となります。トイレの清掃は、シルバー人材センターに委託をしております。設置をされた遊具、管理用具の倉庫やフェンスなどの老朽化も目立ちます。これらの管理は、利用者の安全に配慮した管理をしていくよう、今後も心がけてまいります。

トイレも十分な数ではないかもしれません。トイレや水道は衛生的に管理ができないと利用もできませんので、気を配ってまいります。トイレにつきましては現在の施設で、古いものは廃止も検討しております。しかし、利用者のご意見を伺いながら、簡易的なトイレの設置も含めて不便にならないよう考えております。

国指定名勝・吾妻峡の入り口にありますが、あがつまふれあい公園は、指定管理者に管理をお願いしておりまして、ドッグランなどは特に利用者に好評いただいております。特に、街区公園や各地区にあります公園の整備につきましては、シルバー人材センターに草刈りをお

願いしたり、地元の皆様に管理委託をお願いして、整備に努めております。

既存の公園の利用状況については把握はしておりません。また、遊具等については、専門業者へ点検を委託し、問題のある場合には改修等を行っております。

2点目についてでございますが、住民の皆様の公園ニーズや親しまれる公園づくりの方策へのご質問であります。地域の皆様に管理をお願いし、自分たちの公園として公園を好きになっていただくことが重要かと考えます。

ボランティアの育成につきましては、地域振興補助金を活用して、公共空地の美化活動をお願いしている皆様がいらっしゃいます。その活動が継続されますよう官民が協働していかなければなりません。

3点目についてでございますが、天神山公園につきましては、地元の老人会、原町松寿会第5クラブへ委託管理をお願いしております。議員申されますとおり、以前はアジサイや桜など、花の時期には景色もすばらしいものがございました。1号街区公園と天神山公園は、役場にお越しになった方などが気軽に訪れることができる立地条件でございます。

施設整備には大変な財政負担が伴います。緊急を要するものは別ではございませんが、単年度に大きな財政負担とならないように、計画的な整備をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

いろいろ、これまで町の行政のほうで、さまざまな公園につきまして力を入れて整備をされているというはわかりました。

そこで、天神山公園につきましての、今回取り上げさせていただきましたのは、この町の、いわゆる住民の方はもちろんですけども、職員の皆様の散歩、町長も散歩されているところを拝見することありますけれども、非常に身近な公園の活用という面で、余り経費をかけないということが基本にありますけれども、何とか町づくりの事例ということで、いろんなキーワードの中で、今回は原町の中心ゾーンということで天神山公園を挙げさせていただきましたけれども、それぞれいろんな5地区におきましても、皆様が日ごろ感じていらっしゃる、もう少し、ちょっと手を加えたら、これからの町づくりのために、さらに生きてくるのではないかなというようなスペースなり公園が、既存公園の中にもあるのではないかなというふうに思います。

その一つの整備ということで、中心ゾーンの原町の天神山公園からとっかかりをつけてい

ただくことはできるのではないかなというふうに思っていますが、その辺の整備については、町長どのように考えておられるか聞きたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場の新庁舎の裏の天神山公園でございます。

かつて、私も花見に来たことがございまして、昼休みに登ってみたりしております。

しかし、ちょっと桜の花もかなり古いというか、年をとったというか、おりまして、その他、ほかの木々も大変大木になり過ぎているから、天神山から原町の町を見渡せるということが、なかなかできなくなっているというふうなこともありますので、まず、大木を処理して、展望をよくしてということが、まず必要かなというふうに、私としては考えております。

そのようなことを行って、桜につきましても更新できるようなことにいたしますれば、また桜の名所というふうなことで復活ができるかと思っております。忠霊塔もあるところでございますので、今後もこの地域の皆様が足を運んでいただいて、そして、楽しんでいただけるような天神山公園にしていまいることが必要かと思えます。

財政的な面もございますので、申し上げましたように、計画的に整備をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

なかなか財政面でお金がかかるということはよくわかります。承知して、よくわかりました。

そこで、やはり、何といいますか、全体的な町づくりの中での公園の役割というのが、非常に大きいと思っております。特にこれから駅前のステーションの周りの無料の駐車場の整備なり、トイレの休憩所の管理・整備、また、観光案内所の窓口等々、整備等々、今後、将来的には広がりがあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、その中で、やはり住民の方、また、ここに来られた方の動線の中で、町づくりの中で一つの大きな、今回は原町地区のことを話していますけれども、原町地区の一带の整備という中での一つの、余りお金をかけない中での整備ということを期待して提案しているわけでございますけれども、そこら辺、ぜひよろしくお願いしたいなというふうに思っていますが、町づくりと一体となった公園の整備ということで、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町内の公園、各地域に点在をしているところでございます、その辺につきましては、町民の皆様が日ごろから憩いの場として使っていただいて、そして、精神衛生上も非常によい場所になるというふうに考えておりますので、今後も適度に整備等も計画的に行いながら、町民の皆様が安心して集い、そして遊べる、そういう場所にしてまいりたいと思っております。

今後も皆様方のご意見等もお伺いしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、公園の整備、管理を進めていく中で、公園のいろいろな専門家がいろいろ指摘していることでございますが、これからの公園の整備を進めていく中で大事なことは、もう既にこの町も努力はされて実施されていることというふうに思いますが、トイレをきれいにすることだそうです。子供たちが抵抗なく使えるトイレ、女性の方が使いたくなるようなトイレが大事だというふうに、専門家の方は指摘しております。

華美なトイレをつくるということではなくて、やはり、そのトイレの整備を公園の、皆さんが集って、集まって、そこに人が集まることによって文化を育むためには、やはりトイレの整備が大事だというふうに、専門家の方が指摘しております。特に都市部において、さまざまな犯罪の温床なり、そういった問題もあるように聞いておりますので、そういった概念があるというふうに出てくるのかなというふうに思っております。

今後、今回まとめられたマスタープランにおきましても、公園といろいろな広場を進めていく中で、子供と女性の方の視点の公園づくりをいうものを進めていっていただいて、多くの方が集まるような公園に、広場にさせていただきますようお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 高橋議員、答弁どうしますか。

○6番（高橋徳樹君） じゃ、一言。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、高橋議員のほうからトイレのお話がありました。

確かに、公園等に行ってトイレに入ったとき、古かったり汚かったりすると、大変印象を悪くするのでございまして、町内の公園等を見て、やはりトイレ、直すべきところはあるし、

そういうものは徐々にきれいで安心して、かつ安全に使える、そういうトイレにしていかなければならないと思っております。

トイレで町の印象が変わるというふうなこともありますので、その点については、しっかりと計画的に整備をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

◇ 井 上 英 樹 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、3番、井上英樹議員。

（3番 井上英樹君 登壇）

○3番（井上英樹君） 初の定例会となり、また、初の一般質問でありますので、ふなれなこともあるかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問通告書に沿って、質問の項目並びに質問の要旨を説明させていただきます。

まず、質問の項目1、東吾妻町まちづくり参加条例の施行について。

質問の詳細については、また後ほど別紙を紹介させていただきます。

2、交通弱者対策について。

3、若手職員、女性職員の意見やアイデアを生かす体制づくりについて。

この3つであります。

質問の要旨についてであります。まず1の質問について。

本年度4月より施行されましたまちづくり参加条例には、さまざまな問題が内包していると考えます。また、町政への町民参加を促すとするならば、本条例は町民の理解を得がたい不備があると考えております。さらに、パブリックコメント、町政懇談会以外にも、町政への町民参加を促すさまざまな具体策が必要であると考えております。

質問2について。

高齢化が進む当町においては、交通弱者対策は喫緊の課題と考えます。交通問題のために、やむなく転出をする方もふえてきております。人口減少の過疎化にもつながり、早急に町民に対して具体策の提示をすべきと考えます。

3について。

若い職員や女性職員が生き生きと暮らし、仕事に励んでこそ、当町の行政側の活性化並びに行政改革にもなると考えます。また、職員自身が一町民としての発言機会を持つことで、町民の気持ちや意識をより一層理解する一助になると考えます。

まず、質問1、東吾妻町まちづくり参加条例の施行についてであります。裏面の別紙1にあります質問詳細をさせていただきます。

質問の数がちょっと多いので、まず1番の①、②、③について質問させていただきます。

この条例を改正、施行した意図は何でありましょうか。

2、なぜ、今この時点で改正、施行されたのか。

3、この条例施行により、どのような結果を想定していらっしゃるのでしょうか。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の質問でございます。

本年3月定例会において、総合計画審議会条例を全部改正し、まちづくり参加条例を制定いたしました。

この条例の発案、検討は、平成20年度からスタートした第1次総合計画の主要施策の一つ、住民参加、住民と行政の協働の推進において、施策の展開のメニューに掲げてまいりました。その間、議会におきましても、議員各位より一般質問を初めさまざまなご意見を頂戴しながら、町では継続的に検討を進めてまいりました。また、平成30年度からスタートいたしました第2次総合計画において、この条例制定を重要施策の一つとし、昨年度中は議会への提案準備を進めてまいりました。

この条例案の検討過程で特に意識したことは、住民が誇りを持って暮らす町づくりの実現に向けて、どのようにつなげていけるかということでもあります。第2次総合計画策定時の総合計画審議会の中で、広報委員さんの活発な発言とワークショップへの参画を目にし、計画づくりのときだけでなく進行管理においても、町民の評価を受けながら、計画の見直しや方針変更していく必要があると感じたからでございます。計画、実行、評価、見直しのサイクルを町民とともに確立することが、住民が誇りを持って暮らす町づくりにつながると思い、

総合計画策定時に機能してきた総合計画審議会を発展的に解消し、住民と行政の協働の具現の場として、東吾妻創生会議を設置することで、将来に向けた行政運営の体制構築を目指したいと考えました。

また、あわせて町づくりにおける住民参加の基本的なルールを定めた町の通則的な条例にしたいと考え、定義や努力義務を整理して、全部改正という判断に至りました。

全国的に、自治体の行政活動への住民参加について、条例で規定するものを住民参加条例と捉えて整理するようですが、本町が施行した条例は、住民参加による町づくりの一般的な規定を定めたものであります。当然、自治体が定める条例でありますので、上位法には地方自治法、さらには憲法がございます。主権者たる住民の権利を脅かしたりするものではなく、重大な問題があるとは考えてはおりません。

しかしながら、この条例は施行したばかりでございます。現在、その運用に向け準備を進めておりますが、行政側の都合のよいよう進めるつもりはございませんので、引き続き議会を初め、今後組織する予定の創生会議のご意見も伺いながら、適正な運用を行い、町の将来につなげていきたいと思っております。

次に、第2点目の交通弱者対策についてでございます。

この問題につきましても、これまで議員各位より一般質問を初め、ご意見を頂戴してきた重要な検討事項であります。第2次総合計画においては、重点施策として調査・検討を進める持続可能な公共交通ネットワークの再構築に当たると思っております。

この目標設定は、平成29年度に実施いたしました町民アンケート調査で、本町に住みにくい理由で、「交通の便が悪い」が各年代とも最も高い数値を示したことから、早期に見直しが必要な施策と捉え、目標年度を設定した重点施策の一つに位置づけました。しかしながら、本町におけるこの問題への対応は、スクールバスとの連携方策のほか、財源を含む財政の対応、道路運送法への対応、効率かつ利便向上への対応など、複合的な諸条件の調整を行い、最良の道筋をつける必要があると考えます。このため、法定協議会でございます地域公共交通活性化協議会を中心に、具体的な内容の整理は学識経験者の意見も伺いながら、関係事業者や団体、各行政機関で合意形成を図ることが大切であります。

つきましては、先日開催いたしました第16回法定協議会の会議資料、全議員さんへも配付いたしましたが、この中でお示ししたとおり、乗り合いバス、権田大柏木線について、関越交通株式会社からローズクイーン交通株式会社へ継承し、令和2年度から当該路線、地域での試験的な運行を目指すという今年度取り組み方針に基づいて、方策案の検討を進めており

ます。この具体的な案について、法定協議会はもとより、今後、関係地域の町民の皆さんにもお諮りをしながら、つくり上げていきたいと思っております。

なお、ご質問の中で、周辺自治体のバス運行等のお話がありましたが、いわゆる福祉バスの運送形態につきましては、後々、町費負担が増大していく懸念もあり、方策案の検討の中で、慎重に調査をしていきたいと思います。

3点目の質問でございますが、業務の執行に当たっては、各職員が与えられた行政分野で柔軟な発想を持って、持ち合わせる能力を発揮し、意思形成過程において意見などを反映させているものと考えます。また、個別の行政執行に係る研究課題の解決や各種事業にかかわるボランティア活動などにおいては、参画した職員がアイデアなどを提案することを含めて、活躍しているものと承知をしております。

個別、具体的な事業を進める上で、年代や性別にかかわらず、職員の提言や助言を取り入れることは大切でございまして、職員が広く関与できるよう労働条件や、いわゆる風通しのよい環境、物言える環境を整えることに引き続き配慮してまいります。

誰もが役割や責任を担い、個々の能力を十分発揮できる行政運営を目指していきたいと考えておりますので、ご理解をくださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 大変ご丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

町長にお尋ねをいたします。

町民との信頼関係の構築について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆様との信頼関係ということでございますけれども、私は就任以来、各5地区ごとに町民の皆様とお話をし、あるいは意見をお伺いする町政懇談会というものを、常に毎年開いてきておるところでございます。その中で、その地域の問題、皆様のご意見等を頂戴しております。

このように、地域の皆様と常に共有の問題意識を持って、そして、町政の執行に当たっていくということが、町民の皆様と信頼関係を築くものだと思っておりますので、今後とも進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 私が質問させていただきましたことについて、とても丁寧なお答えを

いただいたのですが、まず、お聞きしたかったポイントですね、大変質問事項が多かったので、最初の参加条例につきまして、1番、2番、3番の質問をさせていただきましたところ、全てトータルのお答えを返していただきました。

町民との信頼関係づくりにおいて、質問に対して的確な答えをしていくという、そのキャッチボールが十分でないのかなという感じがいたします。もう少し明確に、明快に、質問に対してお答えをいただければなというふうに感じました。

条例につきまして、特段問題はないと考えるというふうにおっしゃいましたけれども、例えば、皆さんのお手元にまちづくり参加条例があると思います。ごらんいただければというふうに思います。

条例2条の5を読むと、意見交換された事実を公表することを、「一連の手続」というふうに書かれています。すなわち、意見は出してください。お聞きします。全てそれを公表します。ただ、それを行政側で取り上げるか否かについては、お約束いたしませんというふうにも、町民側から見ると解釈ができるわけですね。これは、主役であるべき町民にとって有益な条例とは思えないというふうに感じるわけでございます。

パブリックコメントや町政懇談会など、町づくりの限られた貴重な機会に参画した町民のアイデアや意見等を、これまでどのように町政に反映されたのか、事例やその成果を具体的にお教えいただきたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 第2次総合計画では、総合計画審議会の公募委員メンバー10人を含めまして、審議会の意見により計画を策定いたしました。第1次ではなかった重点施策につきましては、皆様のご意見により設けたものでございまして、内容やページ構成につきましても委員とともにつくったものでございます。

パブリックコメントにつきましても、ほとんどのパブコメでは意見がありませんでしたが、第2次総合計画では4つの意見があり、その2つについては、その意見を計画に反映をさせました。

町政懇談会で出された意見で、私が記憶しているのは、区長文書の配付方法のご意見が出されまして、それまでは区長さんに一括、文書を届けておりましたけれども、区長さんの班長への仕分けが大変ということで、町で班分けして、区長さんへ配付をしているようにいたしております。

ほかにも具体的な事例あると思います。町政懇談会で町民の皆様の出された意見が、町執

行部の中で、もう既に計画の中に入っているようなものは取り立てて、それで成果というようなものは上げておりませんが、非常に、各地域で出された意見というものを踏まえて、その後の町政執行に重要な参考意見として取り入れております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） ありがとうございます。

一つ、これは提案という形になるのかもしれないんですけども、町民のさまざまなご意見を募集していく方法についてなんですが、町政懇談会というのは、これまで平日の夜がメインに開催されていたかと思います。それでは、参加できる方というのがまた限られてくると思いますので、これはやはり若い方、もしくは普段仕事をなさっている方、そして、お子様をお持ちの方とか、お母さんの方、そういった方々に参加をしていただくために、週末、もしくは昼間等の開催も検討すべきでないかというふうに思います。

また、パブリックコメントについても、より多くの町民がかかわれるように、いろいろと配慮をされるべきかというふうに思います。町のホームページを見ると、町長のページでご意見箱というのがあります。ただ、町内高齢化が進んでおりまして、そういったパソコン等を使える方が大変少ないと思いますので、高齢者の方も気軽に意見が投稿できるような、そういったスポットを設ける必要があるのではないかというふうに考えます。

また、今回の定例会の中で、ほかの議員の方からも提案がありました議会の動画配信並びにSNSを活用した町政への意見募集、そして、お悩み相談、こういったことを、この条例施行に合わせスタートしていくことによって、行政側の本気度が町民に伝わるのではないかというふうに考えております。

この件について、町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町政懇談会の開催方法というふうなことでご意見がございました。

いつも、最近は平日の夜7時から開いておりまして、大体長いときで9時までの開催でございます。

議員がご意見として言われたような土曜日ですとか、昼間ですとかということは、既に実施をしておりまして、しかし、平日の夜やるのと、休日の昼間等でやるのと、実は人数的には参加人員は変わりがないわけでございますので、そういうことから平日の夜7時ということとで実施をしているところでございます。

パブリックコメントにつきまして、町のホームページにご意見箱がございますけれども、

それがお年寄りだと使えないということでございます。いわゆる目安箱、そういうものも考えられるわけでございますので、特にお年寄りに向けた、そういったご意見をいただく方法というものを、今後も検討してまいりたいと思います。また、動画配信、お悩み相談等も、非常にいいアイデアだと思いますので、そういうものも重ねて検討してまいりたいと思います。

行政が本気で皆様のご意見をお伺いするという体制をつくることは、井上議員のおっしゃるとおり大切でございますので、今後も取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 大変残念ながら、町政懇談会に参加される方が少ないというふうにお聞きしました。私自身も、かつて参加させていただきまして、住民の方が余り参加されないということが大変重要な、深刻な問題であるなというふうに感じております。

今回、選挙で町内各地を回らせていただきまして、また、直接、できる限りお一人お一人のご意見を伺いました。その中で、皆さんがおっしゃっていたこと、これは「町に何を言っても通じない」という、半ば諦めのお言葉が大変多かったのであります。町民と行政との間に、信頼関係が本当につくられていないんだなということを痛感いたしました。なので、この信頼関係の構築ということを、最大の念頭に置いて、これから行政運営のほうに当たっていただきたいというふうに思っております。

その上で、またちょっと話戻りますけれども、東吾妻創生会議というのができておりますが、今ちょうど公募委員を募集しているところであると思います。これまでの間、委員が最大24名いらっしゃったかと思うんですけれども、そのうち、公募による町民参加は10名とあります。創生会議の出席者24名で多数決が行われることがあったのかどうか、もしくは町民の10名で多数決を行ったのか。この中の運営についてお教えてください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 創生会議につきましては、現在、これから公募ということでございますので、まだ実際に動いておりませんので、そういう事例はございません。

また、そのほかの審議会等で、公募委員を含めて審議した場合に、多数決で決めるというふうな場面というのはほとんどないというのが実情のところでございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 創生会議において多数決で決めることはないというふうにおっしゃられましたので、その点は安心をいたしました。

なぜかと言いますと、公募による町民参加が、要は半数に達しておりませんので、これはちょっと中身を見ただけでは危惧されるポイントであります。なので、例えば公募を今されておりますけれども、その中で、この中において多数決で決を出すようなことはありませんとか、そういった説明、一つ、この中で、いわゆる不公平感が出ない。町民が参加することによって、こういった意義があるんですということを、しっかりとPRされたほうがいいのではないかというふうに思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。

交通弱者対策についてであります。当町は、地理的に大変難しい形をしているというふうに感じております。ほかの自治体と同じようには取り組めないというのが実情であろうかと思えます。しかしながら、この交通弱者対策の問題につきましては、恐らく10年ほど前の議会からテーマとしてたびたび上がっているというふうに記憶しております。

その中で、この当町の交通弱者に既になられている、その立場にいらっしゃる皆さん、大変お困りになっておりますし、また、この町に今後住み続けることに対して、非常に不安を覚えております。もしくは、先ほども言いましたように、もう住むことができなくなってしまったと言って、都市部のお子さんのところに移転される方も、実は私が知っているだけでも何件かあります。なので、町のほうで、そういった具体的なスケジュール、こういった形のものをいついつに始めます。もしくは、途中経過でも結構だと思うんです。今、こういうふうなことを検討しているんですが、皆さんのご意見をお聞かせくださいという、パブリックコメントでまた募集をしていただく等、こういう町民とのキャッチボールをしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 特に、坂上地区に関連したお話でございますけれども、答弁をしたとおり、乗り合いバスにつきましては、権田大柏木線について、関越交通からローズクイーンへ継承して、令和2年度から該当路線地域で試験的な運行をするということで、その進めに基づいて、今、行って検討しておるところでございます。

また、タイムスケジュール等、町民に対して示したらどうかというふうなことでございますので、今後は検討を進める中で、極力スケジュール等が出せる場合には、町民の皆様におつなぎをするような方向で検討してまいりたいと思っております。

これからも町民の皆様とお互いにキャッチボールをしながら、そして、交通の体系というものも皆様が使いやすいような、そういうものにしていくために、皆様のご意見をいただき

たいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 現在、町内で運行されております公共交通、路線バスの契約更新期日というのが迫っているというふうに思いますが、それまでに具体策はつくれるのでしょうか。または、執行部側に、その期日までに新しい体制をきちんと作り上げると、そういった強い意志はあるのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、地域公共交通の活性化の協議会等の中で進めているところでございます。

これにつきましては、法的な関連もございます。また、関連する交通を担う運送会社、バス会社等の関連もございます。そのような中で調整を進めているところでございまして、これにつきましては、当然、早期に確立をしていくということで、目標を持って行っておるところでございます。

今後も、時間等限られる中で、しっかりと調整、協議を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） お答えで、できる限り早くにというお言葉をいただきました。

交通弱者、その立場におられる方が町内たくさん存在しており、まことに喫緊の課題というふうに考えております。さきにありました、まちづくり参加条例の第4条に基づきまして、今現在の検討内容や途中経過を公開、そして、町民の意見を求めているかがでしょうか。また、既にそのような立場になっていらっしゃる高齢者の皆様へ、どういった運用を求めているのか、具体的なアンケートをとられるのはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的にアンケート等のお話もございました。

そういうものも検討しながら、また、町政懇談会等の中でも、直接、住民の皆様のご意見もお伺いしながら検討、協議してまいりたいと思っております。

高齢者のアンケートにつきましては、総合計画策定時にとったアンケートに基づきまして、ここまで来ている部分もございますので、再度のアンケートと今おっしゃいましたけれども、その点につきまして、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 一般質問の途中でございますが、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時15分といたします。

(午前 10 時 59 分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

○議長（須崎幸一君） 3 番、井上議員。

○3 番（井上英樹君） 先ほど、町長のお答えの中に、アンケート調査等については既に実施済みであるので、交通弱者対策についての直接アンケートは必要ではないのではないかというふうなお話もありましたというふうに理解しますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、総合計画の策定時にアンケートをとったということでありまして、同様の内容のものであるということでもあります。

しかし、そのときからまた時間も経過をしておりますし、今後検討して、再度アンケートをとるということに、必要であればとうとうということになろうかと思います。

今後、十分に検討させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 3 番、井上議員。

○3 番（井上英樹君） このアンケート調査の実施についてでありますけれども、私も坂上地区で交通弱者となっていらっしゃる方々にたくさん直接お会いをしております。その中で感じたこと、この地域の実情ということをお伝えするので、ぜひお考えいただきたいというふうに思います。

まず、アンケート調査につきまして、交通弱者になっていらっしゃる高齢者の方々、実は字を書くのも大変な状況です。なので、書面でこれのアンケートを書いてください。それを送り返してください。こういったことが実質、大変困難な状況であります。ですから、できるならば担当職員がそういったお宅へ訪問して、口頭で質問し、答えをいただく、もしくは担当職員がもし難しいようでしたらば、民生委員の方々の協力、もしくは自治会のほうの協

力という形で、具体的にそういう聞き取り調査という形で進めていただきたいというふうに思います。

いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高齢者の方、そうですね。字を書くこともだんだんと難しくなってきたということでもあります。直接そういった皆様方のところへ出向いて聞き取り調査ということも、大変いい方法かと思っております。

今後も、民生委員さん、地区の役員の方、職員、今、議員がおっしゃったような方法があると思いますけれども、そういうことについて協議しながら、できるものであれば行ってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） この交通弱者対策について、最後、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

当町では、ペットの避妊手術に補助金があります。しかし、高齢者対策、特にこの交通弱者対策については、具体的案件がまだ進んでおりません。半ば見捨てられた状態というふうに見えます。

このことについて、町民の当事者の皆さんは、大変やはり憤慨をしておりますし、この町の早急な対応を求めていますので、ぜひとも早急な対応、そして、よい策を構築していただけますようによろしくお願いを申し上げます。

それでは、3つ目の質問になりますけれども、若手職員、女性職員の意見やアイデアを生かす体制づくりについて、ご質問いたします。

役場職員の多くも、当町の町民であると思います。その中によいアイデアや意見があっても、職員という立場があるがゆえに、発言する機会が恵まれていないのではないかというふうに感じます。若い世代、そして女性が行政マンとして、また、一町民として生き生きと希望を持って暮らせるように、役場内部においても忌憚ない意見の集約を促進する体制づくりを実現すべきだと思います。

いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご意見でございますけれども、当町におきましては、役場内に平成27年度から設置をしております東吾妻町総合戦略本部におきまして、35歳以下の若手

の職員で構成しているU35分科会というものを組織しておりまして、この中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時における意見の反映はもとより、この計画の推進場面において、若い職員の意見を反映できる仕組みが機能しております。

毎年、年度初めには新規構成員を募集して、今年度については14名で、月1回をめぐりに会議を開催しておりまして、町の施策に関するさまざまな意見を出してもらっております。また、一昨年は構成員の中から第2次総合計画策定に際し、住民ワークショップにも加わり、計画策定の段階で若年層職員として、さまざまな意見を出してもらっているところでございます。また、ボランティア活動につきましても、ふるさと祭りや忍びの乱実行委員会の各種のイベント、マウンテンバイクのMTBライドむかし道に職員が参画をしているところでございます。

特に、私、実際見ておりまして、イベント等に参加する中には、非常に女性のほうが張り切っ出ています。女性を差別するようなことは一切しておりませんので、当役場においては、女性のほうがどうも上に行っているんじゃないかなというふうな感じもするわけでございまして、その点は非常にいいんじゃないかななんて思っております。

これからも、若手の職員からもさまざまな形で意見が聞くことができるように、意見の言える雰囲気づくりといいますか、そういうものにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上英樹君） 時間も限られてまいりましたので、この若手職員、また、女性職員の意見集約、そして、それをうまく町政に生かしていく、その体制づくり、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

最後に、提案となります。

新人議員研修を受けさせていただきました際、各課長から丁寧な説明をいただきましたこと、大変感謝申し上げます。

ただ、残念ながら限られた時間で重要なポイントを押さえ、包括的な説明ができた課長の方はごくわずかというふうに感じました。これは、課内において部下に正しく伝達や指示ができていないか疑問に感じる次第であります。これは、行政手続のミスを防ぐ意味においても非常に重要であると思います。ついては、幹部職員について、プレゼンテーションやコミュニケーションのスキルアップ研修を実施していただきたいというふうに願っております。

また、これは議員にも有益なことでありますので、議員の皆様も一緒に、こういったプレゼンテーション並びにコミュニケーションの研修会というのを実施して、一緒に参加させて

いただければというふうに思います。こういったことが行政改革に大きな手助けになるというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 研修に関連して、ご意見をいただきました。

今後もそういったご意見の採用をできるかどうか、今後検討しながら、大変よいご意見でございまして、協議をしてみたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 以上で、井上英樹議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、9番、重野能之議員。

9番、重野議員。

（9番 重野能之君 登壇）

○9番（重野能之君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

令和の新しい時代が始まりました。新しい時代が平和と安定の時代として未来の歴史書に書かれるようにしていかなければなりません。

しかし、実際の社会の状況は、どうなっているのでしょうか。ここ数日間の報道でもわかるように、世界を見ても香港のように、抑圧から人権と言論を守る必死の戦いが起こり、核を初めとした軍事力の強化にひた走る国もあります。

一方で我が国では、言論の府としての国会のあり方や外交の主体性が問われ、経済は国民に本当の景気回復が依然としてもたらされず、日本の人口減少と働き手、担い手不足は、先進国、世界の中でも急激に進んでいる状況で、今後さらに深刻さを増していく様相であります。また、私たちの身近なところでは、薬物犯罪が蔓延し、人をだます悪質な詐欺事件も後を絶ちません。

私たちの社会、大人社会は今、大切なことが失われ、混迷の世と言っても過言ではありません。この混迷の世にありながら、一つだけ確かな事象があります。それは、事件・事故で、まだまだ弱い、何の罪も落ち度もない子供や女性が傷つけられ、大切な命が奪われているという事実であります。

去る5月8日、滋賀県大津市で、散歩中の保育園児が車同士の衝突に巻き込まれて、2人の尊い命が奪われる事故が発生しました。また、5月28日朝には、川崎市内でスクールバスを待っていた児童らを包丁を持った男が襲い、児童1人、保護者1人が亡くなり、17人が重軽傷を負う事件も起きております。私たちにとって大切な宝である子供たちを初めとし、人々の命と暮らしを守る政治と行政の覚悟が、今問われていると言わざるを得ません。私たちの社会は、子育て、少子化対策以前に、大人の故意、悪意、不作為によって、子供たちの命が奪われているという何とも悲しき社会状況となっております。

今でも、国全体で年間約50人の幼い命が虐待などによって奪われ、犠牲となり、児童虐待相談対応件数も約13万3,000件に上っています。これは、国家の非常事態と言えるのではないのでしょうか。町長が掲げました安心・安全な町づくりというテーマは、まさに政治行政の最大の使命の一つであり、私もこのテーマに共鳴する一人であります。

以上の観点から、質問をさせていただきます。

1点目として、町長として大津の事故をどのように受けとめているのでしょうか。

2点目として、国・県の指導もあろうかと思いますが、当町のこども園、保育所における散歩ルートの点検は行われているのでしょうか。また、危険箇所、改善点はあるのでしょうか。

3点目、多くのボランティアの方々や教職員の日ごろの活動で児童・生徒の安全は守られていますが、川崎市の通り魔事件を受けての町としての対応策と、登下校時の安全確保についての課題と改善策をどう考えているのでしょうか。

4点目として、群馬県がJR6社と自治体や観光団体などとスクラムを組んで取り組む大型観光キャンペーン、群馬デスティネーションキャンペーン、群馬DCがいよいよ来年4月に実施されます。既にブレDCとして各種の企画が動き出してはおりますが、当町の知名度アップとアピールを図る絶好のチャンスと考えます。町として、この企画をどう位置づけ、考えているのでしょうか。

5点目として、現在まで町としてどう参加し、取り組んでいるのでしょうか。

6点目として、また来年に向けて、今後の企画案は何かあるのでしょうか。

以上、質問させていただきます。あとは自席にてお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、町長として大津市の事故をどのように受けとめているかについてでございますが、答弁をさせていただく前に、今回の事故で犠牲になられた方々に対し、哀悼の意を表しますとともに、ご冥福を心より申し上げます。

このたびの事故は、保育園や散歩をしていた子供たちに全く過失が認められない中で発生してしまった痛ましい事故であります。亡くなった2人の園児のご家族や、けがをした園児やそのご家族、関係者の皆様の心中をお察しするとき、胸の痛みを抑えることができません。

この事故を受け、当町も通学路を含めた危険箇所を見直すとともに、対応が必要な箇所については、例年実施をしております交通安全対策工事等にて対応してまいりたいと考えております。また、幼児には、春・冬に実施をしております交通安全教室にて、交通安全への意識向上をさらに図ってまいります。

運転者の意識向上も不可欠であると考えられ、免許更新時の講習等を通し、運転技術の再確認や交通ルール、マナーの周知をしていただくよう関係機関にもお願いをしていきたいと考えております。

大切な子供たちをお預かりしている町長として、大津市の事故を他山の石とせず、毎日毎日、子供たちを無事にご家庭にお帰しすることは、まず何よりも重要であると、改めて心に強く刻んでおります。

2点目の、当町のこども園、保育所における散歩ルートの点検は行われているか、また、危険箇所改善点はあるかについてでございますが、大津市の事故を受け、教育委員会職員が町内全保育所とこども園を訪問し、現在の散歩ルートや散歩時の職員体制、危険箇所やヒヤリハット事案の有無等を確認してまいりました。

こども園では、散歩に出る頻度はさほど多くはございませんが、保育所はほぼ毎日、それぞれの歳児別に散歩に出かけております。2つの保育所の基本的な散歩ルートでございますが、あづま保育所は園庭南側の馬入れを使って、東小学校下の町道8057号線に出て、その後、小学校周辺を散歩するルートが基本ルートとなっておりまして、県道沿いを歩くことはございません。原町保育所の散歩では、駅北2号街区公園や大宮巖鼓神社を目的地とすることが多く、他の保育所やこども園に比べ、交通量が多い中で散歩を行っております。原町保育所の散歩につきましては、日を改めて、全ての歳児が散歩に出るときに、教育委員会職員が随行し、日常的な散歩がどのように行われているかや、ルート上の危険箇所や、交通安全上、注意しなければならない場所等の確認をいたしました。

また、東地区では6月5日付で、教育委員会、こども園、保育所の連名で、園児の散歩時

におけるご協力についてとの文書を班回覧し、より一層地域の皆様に子供たちの散歩時における安全確保について、ご協力をいただくようお願いをさせていただきました。

3点目の川崎市での事件を受けて、町としての対策と、児童・生徒の登下校時の安全確保について、課題と改善点はあるかについてでございますが、事件があった翌日の5月29日に管内小・中学校長宛てに、登下校時における児童・生徒の安全対策の徹底についてとの通知を出し、保育所長、こども園長とも情報を共有をいたしました。また、5月31日から1週間、登下校時に合わせて、青パトによる防犯パトロールを通学路や学校周辺で行い、全職員に対して、ながら見守りを徹底するよう課長を通じて指示をいたしました。

学校、保護者、地域との連携を一層深め、地域が一体となって登下校時の安全確保に努める中においても、川崎市の事件は、少人数の大人では子供全員を守ることも限界があることを知らしめた事件であるとも捉えております。保護者や地域の皆さん、そして何よりも、子供たち一人一人が、自分たちが生活している場所でも犯罪が発生するかもしれないという心構えを持ち、日ごろから自分の身をどうすれば守れるのかを考えていくことが、いざというときの瞬時の判断につながります。危険を感じたら、大人の指示がなくても自分の判断で逃げ出し、安全な場所まで逃げ切ることが大切であることを、子供たちにも教えていかなければなりません。

町といたしましても、関係機関との連携のもと、そういった情報提供や協力依頼を町政懇談会などでも地域の皆様をお願い申し上げ、学校評議委員会やPTA指導者研修会などにおいても、子供の安心・安全の確保について協議していただけるよう、関係者の皆様をお願いをしてまいりたいと思います。

議員各位におかれましても、町内各地でそのような情報提供などでご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

4点目の群馬デスティネーションキャンペーンであります。町としてこの企画をどう位置づけているかについてでございますが、国内最大の観光企画でございます群馬デスティネーションキャンペーン、略してDCと言っておりますが、2020年春、4月から6月にかけて開催をされます。群馬県では39年ぶりに春開催となるキャンペーンを、東京オリンピック・パラリンピックの開催直前に、東京駅から1時間の観光地として前面に打ち出しており、町としても、国内外への町の魅力を発信していく絶好の機会と位置づけております。

5点目の、現在まで町として企画にどう取り組んでいるかについてでございますが、5月14日には、ヤマダグリーンドーム前橋で、全国宣伝販売促進会議が開催され、当町からは観

光大使の長谷川香奈子さんが、多くの旅行会社に町の魅力を伝えました。また、5月15日には、群馬DCエクスカッションで、自転車型トロッコや道の駅あがつま峡から、国指定名勝・吾妻峡を今後、各旅行会社のツアーに盛り込んでいただけるよう、宣伝活動に取り組んできました。

6点目の、また、今後企画案としては何かあるかについてでございますが、2020年の春の開催となる今回は、町の花でもあるスイセンを初め、桜、ツツジなどの花の見ごろとなるため、多くの集客が期待できます。国指定名勝・吾妻峡に、自転車型トロッコ、廃線敷から溪谷を眺める新しい魅力を加え、多くのお客様にご来町いただき、町の魅力を最大限PRし、4月に一般社団法人となりました東吾妻町観光協会と連携して、おもてなしの心で観光振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ご答弁をいただきました。

自分も前2期目の4年間で、児童虐待の問題、また、女性や子供に対する犯罪に対する質問、また、提案等をさせていただいております。改めて今回もこういった事件・事故が発生をして、質問をさせていただきました。昨年大阪府の北部地震、この地震が発生し、小学校に朝通う女子児童がブロック塀の下敷きになって、昨年の質問でも言わせていただきましたが、重さ8トンのブロック塀の下敷きになって命を落とす、そういった事件が発生をいたしております。

教育委員会に、学校から危険なブロック塀だと、そういった報告がなされていたにもかかわらず、この教育委員会は、現地に職員が行って、安全なブロック塀だと判断をしていた。そして、いざという地震が起きて、何の罪もない幼い少女が下敷きになって命を落とす。これは、まさに政治・行政の怠慢によって一人の子供の命が奪われる、こんなことが絶対にあってはならない。しかし、現実起きております。

こういったことが、またいつどこで地震を含めて、犯罪を初めとして起きるかわからない、こういった視点というものをさらに持っていかななくてはならないと思います。このブロック塀に関しても、予算がなかったのかどうか、そこまではわかりませんが、そういった中でやはり町長の掲げました安心・安全な町づくり、これはいろんなテーマがあつたり内容が含まれていると思います。その中で、やはり地域社会にとって、そして私たちの社会にとって大切な子供たちの命を守る、子供たちの安全を担保する、確保する、こういった絶対的な視点

というものは必要なことではないかと思います。

そこには、やはり今いろんな人口減少の問題、公共交通の問題、さまざまな、子供を安心して産めないような状況でもある、医師不足の問題。こういった全ての問題というものは、解決する一つの方法としては、やはり当たり前のことなんですが、大切なところに予算を集中すると、予算の集中的な投入ということが必要ではないかと思います。

そこで、総合計画でも防災防犯、交通安全対策の推進ということで書かれております。そこで、町長としても安全・安心な町をつくると、こういったものを掲げられておりました。改めて、町長の中でこの安全な安心な町をつくる、町づくりを行うと、そこら辺の優先順位というか、お考えというか、改めてお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町、安全・安心の町にしていくということで取り組んできております。

特に昨今の、小さい子供たちが被害に遭う事件、事故が多く発生しております。

何といても、町の将来を担うのは子供たちでございますので、まず、子供たちが安全にすくすくと育っていただく、これが最も重要なことだと思っております。今後も子供たちが安全に学校で学び、そして育っていただいて、将来はこの東吾妻町を担う立派な大人になっていただきたいと思っております。

そのようなことが、まず第一に考えられます。お年寄りの皆様の日々の生活の中で、非常に残念なことも多くあるわけでございます。そういうものに対しましては、今後も広域消防本部、それから日赤病院等のお力をいただいて、お年寄りも生き生き安心して暮らせる町ということを進めてまいりたいと思います。今後も、町民の皆様が安心して、そして仕事に一生懸命励んでいただき、そして、この町の将来が明るく住みやすい安全な町になるようしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） 改めて、町長が言われましたように各議員としてもできることを、まず、子供の通学登下校時の安全というものを、自分としても実践をしていかななくてはならないということを改めて認識をしております。自覚をいたしました。また、高齢者の方々の安全・安心な生活、こういったものも、やはり今後重要な課題となってくると、まさに今、もう重要な課題であるというふうに、改めて認識をしているところであります。

そして、もう一点、川崎市のスクールバスの、待っていた児童に対する事件に関連をして、

もう一つ、提案というか、これはもう既に新聞報道等でもされておりますが、渋川市におきましては、これは東吾妻町も防犯カメラの設置というものは、今、非常に進められております。そこで、渋川市は今回の事件を受けて、市内14小・中学校のスクールバスの発着場所に防犯カメラを計15基を設置をする、また、防犯ブザーを全児童3,388人に配付をする、また、各スクールバスの停留所に送迎をする、こういった保護者を中心に、市内約120人分の保護者に、いわゆる防犯ベストを配付すると、こういったことを補正を組んで事業化を始めるというようなことも発表をされております。

当町も、自分も東小学校に限って調査をさせていただきましたが、PTA本部役員を初めとした実行委員約25名に、車に張る防犯パトロールというプラスチックの、車の前に乗せて走るような、そういったものは実行委員約25人には、それは配付をして、また、防犯パトロールでお世話になっているボランティアの方々には帽子、あるいはベストの配付というものを行っているというようなこともお聞きをしております。

この防犯ブザー、それがPTAとして単独でやっているところがあるかどうか、そこまで今、調査はしていないんですが、この防犯ブザーの配付、あるいは保護者にさまざまな安全の意識を改めて持っていただくという意味でも、この防犯ベストの配付、こういったものも非常に有効な、大切なことではないかというふうに思います。

そこら辺のところを改めて、渋川市がもう発表はしているんですが、提案というか、させていただきたいと思いますが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 防犯カメラにつきましては、もう以前から設置を進めているところでございまして、防犯上といえますか、そのカメラによって悪質な窃盗犯が捕まっている成果も出ておるところでございまして、これからも子供たちの安全を図るために、防犯カメラの設置も進めてまいりたいと思います。

また、渋川市の防犯ベストという一例を、議員からご提案をいただきました。防犯ベスト、非常に目立つ色で、保護者あるいは大人がここにいるんだというものを非常にアピールする役目があるのかと思います。犯罪者に対して抑止するものかと思います。そういうものも今後はPTA、教育委員会等とも協議しながら、導入すべきところはしてまいりたいと思っておるところでございます。

特に、先ほども申し上げましたように、町民の皆様にも、ながら見守りというものをお願いしたいということで、今広めておるところでございます。町民の皆様がウォーキングやジ

ョギング、それから買い物、それから畑仕事をしているところ、何々をしながら、子供たちが今歩いていくな、そういうものを見守っていただく、状況はどうかなというものを見守っていただく、そういうことをお願いしてまいりたいと思います。やはり、子供たちは地域で見守って、守っていく、そういうことを徹底して、町民の皆様をお願いをしてまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） さまざまな安心・安全ということにはテーマがあります。ぜひとも、町長におかれましては、多くの町民の方々がこの安心・安全な町づくりというものに共鳴をし、そして、そこに期待をしたというふうに思います。

ぜひとも今後も安心・安全な町づくりのために、子供たち、そしてまた、小さな子供から高齢者のお年寄りの方々まで、全ての全町民の方々の命と暮らしを守る、この政治と行政の最大の使命を、改めて町長にリーダーシップを発揮していただいて、何としても町民の方々の命を守る、この使命をぜひとも果たしていただきたいというふうに強く思います。

以上で、自分の質問は終わりにいたします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

これをもって、町政一般質問を終わります。

お諮りします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

お諮りいたします。本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会の前に、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 令和元年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会されました今期定例会におきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてなど、人事案件6件、東吾妻町特別職の職員で非常勤の者及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてなど7件、令和元年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係4件、報告関係1件、その他物品購入契約の締結など4件の議決をお願いしたところでございます。

事務処理上の誤りによりまして、レールマウンテンバイクの物品購入契約の締結を撤回をさせていただきました。その他の議案につきましては、全てご議決をいただきましたことにつきまして、感謝を申し上げます。今回の審議の中で、議員の皆様の多岐にわたるご意見等を真摯に受けとめ、今後の町政の執行の中で生かしていく所存でございます。

結びに、議員の皆様方には、公私ともご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、地域の活性化や町の振興・発展のために、今後ますますご活躍をいただきますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年第2回定例会は、6月4日から本日まで11日間にわたり開催され、この間、議会では、町の重要課題を調査・検討するため、3つの特別委員会を設置し、議会構成の充実を図りました。加えて、人事案件6件、報告1件、令和元年度補正予算4件、条例関係7件、その他4件の執行部提案、陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には6人が立ち、ここに終了することができました。

11日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心よりお礼を申し上げます。会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思ひます。事務執行に、それらが十分生かされてくるものと期待いたしております。

蒸し暑い毎日が続くようになってまいりますが、皆様におかれましては健康に十分ご留意をいただきまして、各方面にわたり一層のご活躍を期待申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上をもって、令和元年第2回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時57分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 茂 木 健 司

署 名 議 員 高 橋 徳 樹

署 名 議 員 里 見 武 男